令和８年第３回（９月）大郷町議会定例会会議録第４号
令和８年９月８日（火）

応招議員（１２名）

１番	鈴木安則君	２番	赤間繁幸君
３番	鎌田暁史君	４番	鈴木利博君
５番	赤間則幸君	６番	佐々木和夫君
７番	鈴木恵子君	８番	金須新一君
９番	田中三惠子君	１０番	熱海文義君
１１番	高橋重信君	１２番	石垣正博君

出席議員（１２名）

応招議員と同じ

欠席議員（なし）

地方自治法第 121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	石川良彦君	副町長	武田力也君
教育長	関　一男君	総務課長	菅野直人君
財政課長	伊藤義継君	まちづくり政策課長	千葉　昭君
復興推進課長	櫛濱　学君	税務課長	片倉　剛君
町民課長	髙橋裕美子君	保健福祉課長	小野純一君
農林振興課長	本間文二君	商工観光課長	高橋　優君
地域整備課長	武藤亨介君	上下水道課長	赤間良悦君
会計管理者	角田倫明君	学校教育課長	遠藤歩未君
社会教育課長	齋藤正智君	代表監査委員	雫石　顕君

事務局出席職員氏名

事務局長　千葉恭啓　　次長　齋藤由美子　　主事　高橋映瑠

議事日程第４号

令和８年９月８日（火曜日）　午前１０時００分開議

日程第１　　会議録署名議員の指名

日程第２　　議案第３８号　大郷町企業立地促進条例及び大郷町企業立地促

		進特別奨励金条例の一部改正について
日程第３	議案第３９号	令和８年度大郷町一般会計補正予算（第５号）
日程第４	議案第４０号	令和８年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第５	議案第４１号	令和８年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第６	議案第４２号	令和８年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第７	議案第４３号	令和８年度大郷町水道事業会計補正予算（第１号）
日程第８	議案第４４号	令和８年度大郷町下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第９	認定第１号	令和７年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第１０	認定第２号	令和７年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１１	認定第３号	令和７年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１２	認定第４号	令和７年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１３	認定第５号	令和７年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１４	認定第６号	令和７年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第１５	認定第７号	令和７年度大郷町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第１６	報告第８号	健全化判断比率について
日程第１７	報告第９号	資金不足比率について

本日の会議に付した案件

日程第１	会議録署名議員の指名	
日程第２	議案第３８号	大郷町企業立地促進条例及び大郷町企業立地促進特別奨励金条例の一部改正について
日程第３	議案第３９号	令和８年度大郷町一般会計補正予算（第５号）
日程第４	議案第４０号	令和８年度大郷町国民健康保険特別会計補正予

算（第２号）

日程第５	議案第４１号	令和８年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第６	議案第４２号	令和８年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第７	議案第４３号	令和８年度大郷町水道事業会計補正予算（第１号）
日程第８	議案第４４号	令和８年度大郷町下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第９	認定第１号	令和７年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第１０	認定第２号	令和７年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１１	認定第３号	令和７年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１２	認定第４号	令和７年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１３	認定第５号	令和７年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１４	認定第６号	令和７年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第１５	認定第７号	令和７年度大郷町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第１６	報告第８号	健全化判断比率について
日程第１７	報告第９号	資金不足比率について

午　前　　１０時００分　　開　議

議長（石垣正博君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第１　会議録署名議員の指名

議長（石垣正博君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、３番鎌田暁史議員及び４番鈴

木利博議員を指名いたします。

日程第２　議案第３８号　大郷町企業立地促進条例及び大郷町企業立地促進特別奨励金条例の一部改正について

議長（石垣正博君）　日程第２、議案第38号　大郷町企業立地促進条例及び大郷町企業立地促進特別奨励金条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。２番赤間繁幸議員。

２番（赤間繁幸君）　１点だけお伺いします。

今回の改正によりまして、地域経済牽引事業の承認を要件から外すということで、本当にちょっとスピーディーに利用しやすくなる。

一方で、対象となる産業を大分類で、何といいますか、選別することによって、産業がちょっと間口を狭くしてしまったんじゃないのかなというふうに感じますが、その辺はどうですか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋　優君）　お答えいたします。

こちら条例改正に伴いまして、近隣の市町村の状況も確認しながらということで設定のほうをしてございます。

近隣の市町村と比較しましても、本町が最大限のところの幅で業種のほうも定めているというところもございますし、それから、最終的にはかなり大規模な工場であったりとか、土地の取得であったりとかということが対象になってくるのかなというところはございますが、最終的には町長が認めたものということでの最終的な条項もございますので、そういったところも含めて、広く門戸を広げて、各企業さんが進出しやすいような形にできればというところでの設定でございます。以上です。

議長（石垣正博君）　２番赤間繁幸議員。

２番（赤間繁幸君）　そうですね、町長が認めたものと最後にありますので、その辺でいろんな産業に対応するということだと思うんですけれども、やっぱり本町の基幹産業は農業でございますので、であるならば、やはりここの大分類へ農業の保護、一番最初に明記していただいて、しっかりと本町の農業を応援していくというような姿勢というか、そういうのが欲しかったなというふうに感じます。その辺についてちょっとお伺いします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋　優君）　お答えいたします。

こちら企業ということで、当然農業も入ってくるということにはなってきております。

これまでも農業ということで、植物工場が誘致されたときには対象となってきたというような状況もございますが、今後につきましても、町長が特に認めるものというところの部分で対応というのが必要なのかなというところもございますので、そこに関しては、そういった案件が出てきた場合には、しっかりと内部で調整して設定のほうできるように、検討ができればと思ってございます。以上でございます。

議長（石垣正博君）　いいですか。

ほかにございませんか。10番熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　私のほうからは、全協のほうでも質問したんですけれども、奨励金を出すというのは前からあったもので、企業の枠を広げるという感じなんですけれども、じゃあ大郷に企業が来たいという話になったときの、基本的に農業、農業じゃないや、企業用地がない状況であるんですけれども、その辺はどうしていくのかなと。来てくださいと言ったって、じゃあここという商品がないわけですよね。その辺はどうするのか。

それから、企業と言えば、やっぱり電力や企業用水というか、工業用水、そういうのというのは本町にはないと、今までもずっと質問した中でそういう話があったんですけれども、その辺をどのようにしていくのか、説明をお願いします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋　優君）　お答えいたします。

まず、企業用地というところでございますが、昨年度から取り組んでおります適地の調査ということで今絞り込みのほうをしているというような状況もございますし、さらにほかの用地についても可能ではないかという部分については、今模索しているような状況でございます。そちら町有地に限らずということもございますので、その辺、土地の所有者さんであったりというところの調整というところも必要になってくると思いますが､そちらについては鋭意進めていければと思ってございます。

それから、電気と工業用水の関係でございますが、電気については、なかなか特別高圧まるっきりゼロというわけではございませんが、利用できる分というのは若干あるかと思ってございます。ただ、そこの容量というのは大きくないのかなというところがございますので、そこは電気を特別高圧を引くというのはなかなか企業さんとの連携の中で、企業

さんの負担もありながら引かなくちゃいけないというところもございますので、それが必要な場合には、しっかりと東北電力であったり、企業さんと連携をしながら、協議のほうを進めていければと思っております。

それから、工業用水に関しましては、今、近隣では大衡村までというところで来ているというところがございます。県のほうにも確認しましたところ、なかなか大衡からさらに延伸されるというような見込みは今のところないというような状況でございますが、そちら、さすがに工業用水と地下水ではまるっきり違うだろうというところもあるかと思いますが、それでも十分耐え得るような企業さんのお話を伺いながら、そういった企業を誘致できればと思ってございます。以上です。

議長（石垣正博君）　よろしいですか。

ほかにございませんか。３番鎌田議員。

３番（鎌田暁史君）　今回の条例の改正によりまして、制度を利用するハードルが下がると思います。

それで、企業誘致につながることを期待されているのかなと考えますが、この制度が変わったことを企業に対してどのようにＰＲしていくのか、その方法等について検討されているのか、お伺いをいたします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋　優君）　お答えいたします。

ＰＲの方法でございますが、これまでも企業誘致ということでホームページであったり、それからパンフレットのほうも作成して企業様のほうにＰＲのほうしてございます。

さらに先日、８月にもありましたが、企業立地セミナーということで、たくさんの企業様と交流を持てる場所もございますので、そういったところでもしっかりＰＲして、誘致につなげられればと思ってございます。

議長（石垣正博君）　よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第38号　大郷町企業立地促進条例及び大郷町企業立地

促進特別奨励金条例の一部改正についてを採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君）　起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第３　議案第３９号　令和８年度大郷町一般会計補正予算（第５号）

議長（石垣正博君）　日程第３、議案第39号　令和８年度大郷町一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。佐々木和夫議員。

６番（佐々木和夫君）　18ページの老人福祉費の中の12節の委託料について質問いたします。

高齢者在宅福祉事業96万円ほど補正予算があるんですが、これ多分おむつ券の助成金でよろしいんですよね。

物価高騰が続いている中で、要介護高齢者とその家族の経済的負担を軽減するについては深く賛同するんでございますが、しかしながら、排せつ介助は衛生用品の購入を余儀なくされ、深刻な負担に直面しているのは高齢者にはとどまらないということでございます。

重度の障害を抱えて、日常生活において常時紙おむつ等を必要とされる障害者の方々、そして、その家族におかれましても全く同様、あるいはそれ以上に切実な負担が生じております。

本福祉政策の根幹は、支援を必要とする全ての町民に対し、公平かつ実効性のある支援を受けることとあると思います。高齢者福祉と障害者福祉ですね、その支援内容は支援の手厚さに不合理な格差が生じることは、行政の公平性、平等の観点から看過できないと思います。

執行部におかれましては、今後、今回の補正予算にとどまらず、今後の予算編成並びに制度見直しに向けて、障害者施設におけるおむつ等の手厚い支援拡充について、速やかに本格的な再検討を行っていただきたいと思いますが、その辺はいかがなものでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君）　お答えいたします。

障害者のほうにつきましては、今回の分には含まれていないのが現状でございます。障害者のほうも同じようにおむつとか必要だというのは

分かっておりますので、ちょっと来年度に向けてになるんですが、ちょっと考えていかなければいけないなというふうには考えているところでございます。以上です。

議長（石垣正博君）　６番佐々木和夫議員。

６番（佐々木和夫君）　来年度というお話でございましたが、やはりここは平等性ということで、12月の補正予算でもよろしいので、やはりここは障害者の方々の負担を幾らかでも減らしていただけるように、温かい心でお願いしたいかなと思いますが、その辺はいかがなんでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君）　お答えいたします。

おむつ券のほうにつきましても、今実際使っている方のアンケート調査なり、事業者等のアンケート調査を実施して、取りあえず、今回９月補正のほうにかけられたということがありますので、実際にどの程度必要かというものと、あと本当に必要な方がどういう人なのかというのを実際に調べないと制度設計できないところがありますので、ちょっと時間が必要かと思っております。以上です。

議長（石垣正博君）　６番佐々木和夫議員。

６番（佐々木和夫君）　いろんな質問をしようと思ったんですが、これだけということでインパクトのあるような質問をしたいと思います。

やはりですね、何回も繰り返しになるようですが、ニーズに沿って早急にお願いしたいかなと思います。今までアンケートを取らなかったとかというようなことではなくて、やはり障害者に沿った予算の編成をしていただければ、家族の方々、地域の方々が喜ぶと思いますので、その辺を執行部に検討をお願いしたいと思います。以上です。

議長（石垣正博君）　答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君）　繰り返しになりますが、ちょっと時間いただきまして、早急にはできませんので、お時間いただきまして検討していきたいと考えております。以上です。

議長（石垣正博君）　ほかにございませんか。４番鈴木利博議員。

４番（鈴木利博君）　まず、14ページの２款総務費17節の備品購入費の中の公用車購入費なんですけれども、昨日の説明でボクシーを購入をされるということなんですけれども、そのボクシーを選定した理由についてと、今現在使っているクラウンですか、それは今後どのように使われるのかについて。

あと２つ目として、23ページの７款土木費５節都市計画費の18節危険

ブロック塀等の除去事業補助金ということがあるんですけれども、これについては何件分なのか、あとはすぐすぐにブロック塀の除去をすぐやる予定があるのかについてお聞きしたいと思います。

続いて、あと26ページですね、９款３項中学校費の中の17節で器具購入費ですかね、昨日の説明の中でグラウンドのならしとなったかと思うんですけれども、この辺についてちょっとどういうものを購入されるのかの説明をお願いしたいと思います。

最後に、28ページの10款災害復旧費３項公共施設の災害復旧費ですね、14節工事請負契約費2,000万円、これは昨日の説明で、以前あった真観寺のところだと思うんですけれども、前にも一回工事していますので、今度はどのような工事をされるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　お答えいたします。

14ページの備品購入費についてでございますが、現在の町長車でございますけれども、平成26年に購入いたしまして、今のところ12万3,000キロほど走っている車でございます。

今回の買換えの理由でございますが、企業訪問であったりイベントの参加等で、町長と職員等が一緒に出張するという機会が多くなっております。そのために一度に車の中でたくさん行けるような形の車を今後購入したほうがいいんじゃないかというのが１点でございます。

それからもう一点につきましては、同じく職員の中で１台の５人以上で出かけるような出張というのも多くなっておりますので、その際に町長さんが使わないときには共用車としてその車を利用したいというところで、今回、ボクシーを選定いたしました。

それから、クラウンにつきましては、公売を予定しております。以上です。

議長（石垣正博君）　次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。

まず、１点目になります。

７款５項１目ブロック塀の補助金につきましては、当初予算で２件分を見させていただいておりましたが、２件分消化する見込みになりまして、今回改めて追加で２件分を計上させていただいてございます。

続きまして、28ページの10款３項公共施設災害復旧費の工事費2,000万円につきましては、昨年度の大雨で真観寺ため池に登っていく管理用の

道路なんですけれども、こちらのほう崩れておりまして、そこは応急対応ということで、土羽で、土で復旧しておりますが、また同じ箇所が被災を受けたというところも受けまして、今回恒久的に設計をした上で、被災原因を明確にした上で、ブロック化かかごマット等構造物でしっかりと直したいと考えてございます。以上です。

議長（石垣正博君）　次に答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君）　お答えいたします。

26ページの９款３項１目17節の備品購入費の機械器具購入費になりますが、こちらにつきましては、グラウンド、中学校の校庭をならすレーキを購入予定でして、車で引くタイプでくぎとかブラシがついているものを予定しております。以上です。

議長（石垣正博君）　４番鈴木利博議員。

４番（鈴木利博君）　先ほどの、今公用車で使っているクラウンですけれども、今後は公売をされるという御回答だったんですけれども、これ公売をしないで、町のほうでもう一度何か使うという予定はないのか、お聞きしたいと思います。

あともう一つ、先ほどのレーキですか、ちょっとどういうのかちょっといまいちよく分かんないですけれども、そのレーキをすることによって、草は完璧とは言いませんけれども、ある程度効果があるのか、その辺ちょっともう一度お聞きしたいと思います。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　お答えいたします。

クラウンにつきましては、そのまま公用車として使うという方法もあるんですけれども、大きさであったり普通の職員が使うということを考えますと、やはりもう少しコンパクトな車を職員用として使わせていただいて、このクラウンにつきましてはやはり公売をして、幾らでも金銭的なものの足しにしたいなというふうに思っております。以上です。

議長（石垣正博君）　次に答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君）　お答えいたします。

先ほどのレーキにつきましては、グラウンドをならすのがメインなものにはなりますが、くぎがついておりますので、小さい草丈のものであれば、耕起が少しできるものを購入する予定になっておりますので、小さい草丈のものであれば一部除草はできるかなと考えております。

議長（石垣正博君）　ほかにございませんか。７番鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　私も同じくなるんですけれども、公用車購入費について

お伺いします。

公売するというお話だったんですけれども、大体予定というか、金額的にどのくらいを考えているのか伺いたいのと、あと15ページの真ん中ら辺、すみません、15ページの委託料の草刈り除草等業務、川内の町有地の樹木伐採について伺いたいのと、あとその下の土地境界確定測量等業務、これの具体的な内容を教えていただきたいです。

あと、先ほど和夫議員もしましたけれども、18ページの高齢者在宅福祉の件でお伺いします。

今年度、金額が上がるということなんですけれども、12月からの支給なのか、そして今現在何名ほど利用しているのか伺いたいです。

あと、26ページ、これもダブってしまうんですけれども、真ん中ら辺の中学校費の工事請負費、環境整備工事、これの内容について伺いたいです。よろしくお願いします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　お答えいたします。

公売につきましては、まずスタートする金額をどのくらいにして公売するのかということもありますので、これは業者さんのほうに参考見積り等をいただいた中で設定したいと思いますので、今ちょっと幾らということはちょっとお答えかねるところがありますので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（石垣正博君）　次に答弁願います。財政課長。

財政課長（伊藤義継君）　15ページの委託料、草刈り除草等業務と土地境界確定測量等業務についてお答えさせていただきます。

まず草刈り除草等業務ですが、こちら最初の説明でもお話しさせていただきましたけれども、川内の中埣山地内にあります町有地が住民の方々の西側の高い位置に位置しているということから、秋から冬にかけて落ち葉であったり木々が折れたりなんかしたものが、そちらの住宅への被害、被害といいますか、堆積等が生じるということから、迷惑をかけているということで、そこにかかる樹木を伐採するものでございます。

続いて、土地境界確定測量等業務でございますが、こちら大松沢の上町地区でございますが、水路が実際の現状において民地のほうに入り込んでいるというところがございまして、そこにおいて住民の方が今度住宅を新たにするといったこともございましたので、相談がございました。それについては、以前の令和元年であったり、その次もあったんですが、大雨時に被害が出ている状況にございます。排水の関係になりますけれ

ども、そういったところを解消するということで、今回改めて水路の設計と測量分筆を実施するための委託費でございます。

議長（石垣正博君）　次に答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君）　お答えいたします。

今回のお認めいただいた後に、要綱のほうを改正いたしまして、12月からの支給を考えてございます。

今現在の人数は、大体約70名程度になっています。以上です。

議長（石垣正博君）　次に答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君）　お答えいたします。

26ページの中学校の環境整備工事につきましては、テニスコートを駐車場として利用するためのバックネット裏通路拡幅工事が198万円、あと校舎裏の北側にフェンスがございますが、そちらのほうが老朽化により破損しておりますので、そちらの修繕を行うものとして79万9,000円ほど計上させていただいております。以上です。

議長（石垣正博君）　よろしいですか。７番鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　それでは、公用車のことでもう一回お伺いします。

平成26年式というと、私の計算間違っていなければ、今年度車検だったんだと思うんですけれども、車検は受けられたのか、そして、もし受けられたとしたならば、取得する前であればいいんですけれども、その直後にまた新車を購入することになると二重の予算がかかるということで、購入時期として適切であったのかということをお伺いしたいです。

あと除草作業、落ち葉が落ちてきてということなんですけれども、今現在倒木が起きたということではないんですよね。あくまでも今危険な状態にある、あと落ち葉が民地に邪魔するということなんでしょうか、そこを伺いたいです。

あと、土地境界の件、これ民地というのは測量するんですけれども、関係する御自宅は１件のことなんでしょうか､そこをお伺いしたいです。

あと、高齢者在宅の件については、70名の御利用ということで、この事業内容として何も今の3,000円のときと変わりがないのか、そして、今引換券で引換えできるものの内容なども変わりがないのか伺います。

環境整備、テニスコートと裏の校舎のフェンスということなんですけれども、私、ごめんなさいね、勝手なんですけれども、レーキという備品も買うので校庭内の何か土を入れるとか、そういったことの検討も一緒になされたりはしなかったんでしょうか、そこを伺います。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　お答えいたします。

クラウンの車検ですけれども、来年の令和９年３月が車検になっておりますので、車検は取らない予定にしております。

納車の時期がちょっと分からないところもありますので、ちょっとその辺につきましての対応は検討したいというふうに思っております。以上です。

議長（石垣正博君）　次に答弁願います。財政課長。

財政課長（伊藤義継君）　お答えいたします。

まず川内地区の除草等業務でございますが、こちらに関して現状は倒木のおそれというよりは、落ち葉等によります住宅への被害という形でございます。

上町地区の水路に関しましては、筆は分かれておりますが、所有者に関してはお１人でございます。

議長（石垣正博君）　答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君）　お答えいたします。

方法につきましては、今までと変わらずとは考えております。なので、民生委員さんにお願いしまして、配布のほうをお願いしたいと考えております。

今まで自己負担300円取っておりましたが、それがなくなりますので、負担はなしという方向で考えております。以上です。

議長（石垣正博君）　次に答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君）　お答えいたします。

校庭に土を入れる検討はしていないのかということでしたが、土の購入費については当初予算で計上しておりまして、必要なときに校庭のほうに入れさせていただいております。

議長（石垣正博君）　いいですか。７番鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　クラウンは公売するということなんですけれども、私の勝手な意見として聞いてください。今各地で地震とか自然災害で困っている自治体もあると思いますので、下取りが二束三文ならば、そういった何か地域貢献の……。

議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員、今の質問と違います。

７番（鈴木恵子君）　駄目ね。

そういうのにも利用することも考えたらいいかなと思いますということでした。

あと、高齢者在宅福祉についてもう一度、私は引換券で引換えできる

ものをさっき聞いたんですけれども……。

あともう一つ、これから月6,000円になりますよね。そして今度はその対象者の方の１割負担、今までは１割負担いただいたので、その引換えに受領書というんですか、１割負担の受領書というのをお渡ししたんですけれども、今度は全部負担なしということなので、その引渡し時にお互いに、何ていうんですかね、双方やったやらないの行き違いがないように、受領書というか、何らかの取り交わしが私は必要だと思うんですけれども、そういったことは検討なされているのか伺います。以上です。

議長（石垣正博君）　答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君）　お答えいたします。

すみません、ちょっと説明するのを忘れてしまっていました。

今までは、引換えできるものがおむつと、あとは介護用の手袋、あとは清拭用のタオルというものが引換えできるものでございましたが、こちらのほうはアンケート調査を今回しまして、何が必要かというのを聞いております。今度はいろいろちょっと品目は増やす予定にしてございます。

あと、引渡しの際に、今度はゼロ円、ゼロ円というか、負担なしとなりますので､引換えしたしないになることはちょっと予想されますので、同じように受領しましたということで、何かもらうようにはなるかとは考えてございます。以上です。

議長（石垣正博君）　ほかにございますか。８番金須新一議員。

８番（金須新一君）　説明書の24ページ、２目14節工事請負費、防火水槽の撤去工事、昨日の説明で２か所を撤去するという御説明がありましたが、新しいところ２か所を新設したので撤去するという認識でよろしいでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　お答えいたします。

防火水槽の撤去工事でございますけれども、１か所につきましては貝柄塚地区でございまして、こちらにつきましては防火水槽が水漏れを起こしているということがありまして、消火栓を設置しましたので、その必要性がなくなったため撤去するものでございます。

もう１か所につきましては、鶉崎地区でございまして、こちらにつきましても消火栓が設置されているということで、撤去をしても問題ないということが分かりましたので、今回予算計上させていただきました。以上です。

議長（石垣正博君）　８番金須新一議員。

８番（金須新一君）　今の御回答ですが、防火水槽でなくて消火栓を設置したから撤去するということですが、大きな地震が発生したときは、断水で消火栓は使えなくなる可能性が非常に高いと認識しております。能登の地震でもそういう事態が多数あったということなので、もともと大郷町は近隣の市町村に比べると防火水槽の設置率が非常に低いと認識しております。黒川消防本部とそういう部分に関しては、協議や指導、そういうものを受けての代替の設置をしたということなんでしょうか。その辺の説明をお願いします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　お答えいたします。

先ほどもちょっとお話しましたが、防火水槽でございますけれども、漏水もしているという状況もありますし、民地に入っているということもありまして、地区からの要望もいただいて、今回撤去の予算を計上させていただきました。

それから、撤去するということにつきましては、消防署のほうとは共有しております。以上です。

議長（石垣正博君）　８番金須新一議員。

８番（金須新一君）　御回答ですが、やはり先ほども申し上げましたけれども、大きい地震があったときに使えなくなるということは、住民の皆さんの財産を守れない可能性が非常に高いと思いますので、今後やはりそういう防火水槽を撤去した際は別に防火水槽を設置するべきだと考えますが、その辺の考えをもう一度お尋ねします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　お答えいたします。

今の議員さんのお話のとおりのこともあるかと思いますが、撤去に当たりまして消防団のほうとも十分に話合いをしまして、撤去という形の方向に進んでおります。

今お話あったことにつきましては、なおこれからもそういうお話があったということで撤去の際の検討にしたいと思います。以上です。

議長（石垣正博君）　ほかにございませんか。２番赤間繁幸議員。

２番（赤間繁幸君）　22ページの一番下に道路新設改良費の側溝整備工事がございます。これの詳細といいますか、今どういった状況になっていて、それをどういったように直していくのか、どういった作業をしていくのかということをお伺いしたいと思います。

それと、26ページ、９款４項１目18節全国青年大会選手派遣助成でございます。これどういったことなのか、ちょっとお伺いします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。

22ページの７款２項３目の道路新設改良費の側溝整備工事770万円でございますが、こちらにつきましては２か所を想定してございます。

１か所目につきましては、町道名で言いますと、羽生的場線の側溝延長の敷設計画で30メーター予定をしております。こちらの現状につきましては、羽生的場線の町道から県道に向かいます排水のための側溝が、現況ですね、板柵渠という板のコンクリートでできている側溝が折れていまして、これを改めて流下能力を確保するために、今現在のＪＩＳ規格の側溝に入れ替えるという内容になってございます。

２点目につきましては、町道名で言いますと、安戸本線の側溝でございます。こちらにつきましては、計画延長で80メーターとなってございまして、現状は、主に土羽というか、何も入っていない土側溝でございまして、そこが堆積とちょっとのりの侵食が起きていますので、そこの復旧と併せて側溝のほうを整備させていただきたいというところで、２件とも地区の行政区長さんから地区担として御報告いただいている案件でございます。以上です。

議長（石垣正博君）　答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君）　お答えいたします。

９款４項１目18節負担金、補助金及び交付金ということで、全国青年大会選手派遣助成ということで４万9,000円を計上させていただいております。

この内容といたしましては、今年６月28日に開催されました宮城県青年文化祭で、黒川郡連合青年団が合唱の部で最優秀賞を受賞いたしまして、11月に開催されます全国大会に出場を決めております。そのうち、大郷町青年団に所属されております１名分の大会出場費の一部を補助金として助成するものでございます。

議長（石垣正博君）　２番赤間繁幸議員。

２番（赤間繁幸君）　まず側溝整備のほうなんですけれども、地区担のほうから上がってきているということだと思います。

ほかにも上がっているんだと思うんですけれども、ここを優先的に選んでやったという理由があれば、その辺についてお伺いします。

それと、合唱祭のほう、すごいなと思いました。できれば全額助成で

もいいのかなと思いますが、その辺どうでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。

このまま放置していくことによりまして、道路に対する影響を及ぼす危険性があると考えているところを主に対応させていただいております。

地区担で集計させていただいていますうち､町で回答しておる状況で、地域整備課として20件程度今案件を抱えておりますので、随時、放置しておく危険性が高くなっていくものから順次、予算の範囲内で整備してまいりたいと考えてございます。以上です。

議長（石垣正博君）　次に答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君）　お答えいたします。

全額補助にしたらいいのではないかというようなお話だったと思うんですけれども、青年団の皆様は日頃の練習の成果が発揮されて、全国大会に出場されることは、本当にとてもすばらしいことだというふうに考えてございます。

今回の助成につきましては、地域の活性化や若者の育成に資する大変有意義な機会であるというふうに考えております。全額の補助というのも一つの手法だと思いますけれども、受益者負担の公平性とかそういったものもあると思います。また、過去の青年団の全国大会出場の際の支援等もこのような補助でやっておりますので、ということで、今回の計上となりましたことを御理解いただきますようよろしくお願いします。

議長（石垣正博君）　よろしいですか。

ほかにございませんか。３番鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　５点ほどお伺いをいたします。

１つ目ですけれども、説明書の14ページの12節の委託料のカスタマーハラスメント対策研修業務なんですが、これ研修を受ける方を、対象となる方はどのように設定をしているのか｡全ての職員の方が受けるのか、あるいは窓口業務を担当なさっている方が対象となるのか、あるいは希望する方のみなのか、御確認いたします。

２点目、説明書の14ページの下から４行目、17節の備品購入費の機械器具購入費で、情報管理サーバーの更新との説明がございましたが、何台購入するのか、台数とですね、あと、今回入替え対象となるサーバーは何年ぐらい稼働していたのか、説明をお願いいたします。

３点目は、説明書の27ページの４項の社会教育費の17節備品購入費の中の施設備品購入費で、Ｂ＆Ｇ海洋センターと文化会館のマイクとホワ

イトボードの購入という説明がございましたが、ホワイトボードについて何台購入されるのかお伺いをいたします。

４点目が、説明書の28ページの10款災害復旧費の２項の農林水産施設災害復旧費、川内の農業用水路応急工事費なんですが、この財源はどこから出るのかお伺いをいたします。

最後に５点目なんですが､説明書同じく28ページの10款の災害復旧費、先ほど鈴木利博議員からも御質問がありましたが、真観寺のため池管理用通路ののり面崩れなんですけれども、これも財源はどこから出るのかお伺いをいたします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　お答えいたします。

14ページのカスタマーハラスメントの対策研修業務につきましては、全職員を対象としておりまして、こちらにつきましては労働施設総合推進法の改正によりまして、そのような職場内での研修が義務化されたものによるものでございます。

それから、同じく14ページの備品購入費の機械器具購入費でございますけれども、こちらにつきましてはサーバーを購入するものでございますけれども、令和元年に購入しまして７年が経過しました。耐用年数が７年ということですので、今回更新するものでございまして、情報系端末管理のためのサーバーとなります。以上です。

議長（石垣正博君）　次に答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君）　お答えいたします。

９款４項の４目17節の備品購入費、施設備品購入費のうちホワイトボードの購入の台数ということでございますけれども、フラップ大郷21のホワイトボート３台と、Ｂ＆Ｇ海洋センターに所有するホワイトボード３台、合計６台を購入したいと考えております。

議長（石垣正博君）　次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。

10款２項３目及び10款３項のどちらも災害費につきましては、町の一般財源のほうを予定してございます。以上です。

議長（石垣正博君）　追加ありますか。総務課長、お願いします。

総務課長（菅野直人君）　すみません、先ほどサーバーの台数のお話、１台でございます。訂正しました。

議長（石垣正博君）　３番鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　カスタマーハラスメントの研修なんですけれども、役場

の中で職員の方がカスタマーハラスメントを受けた場合に、その相談窓口は役場内のどこになるのかお伺いをいたします。

あと、サーバーの更新なんですけれども、耐用年数が分かっているので更新計画などがあるのかなというふうに考えます。計画に沿って、当初の予算でも計上ができたのではないかと思いますが、今回補正で計上する理由についてお伺いをいたします。

あと、川内の農業用水路なんですけれども、今回地区負担、いわゆる受益者分担金は発生するのかどうか、確認をいたします。

あと、真観寺のため池のほうなんですが、一般財源からということなんですけれども、災害対策の予算については国や県からの交付金などを活用する、または、起債を検討するなどして、町の負担を少しでも軽くしてほしいとの声が町民の方から寄せられております。いろいろ事務手続も手間もかかると思いますが､ぜひ御検討いただきたいと考えますが、担当課としての認識をお伺いいたします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　お答えいたします。

カスタマーハラスメントにつきましての相談窓口でございますけれども、役場内においては総務課ということになります。

それから、サーバーの更新につきましての予算計上の時期でございますけれども、当初予算という形でもちろん計上するということも一番よかったのかもしれませんけれども、保守等も行っておりまして、耐用年数がちょうど来たこのタイミングが一番望ましかったんじゃないかということで今回計上させていただきました。以上です。

議長（石垣正博君）　次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えいたします。

まず１点目の10款２項１目の農業施設災害復旧費につきましては、今回、被災を受けている場所が、受益者を特定できない公共用水水利の被災というふうに町のほうでは判断しておりますので、今回は受益者分担金はなしで、町のほうで復旧をしたいなと考えてございます。

また、２点目の10款３項１目の真観寺ため池の工事につきましては、こちら現在、一部崩れた場所がため池としての堤体の機能を有しているんじゃないかというところで、県とは今調整中なんですが、ちょっと専門的なお話になるんですけれども、ため池の安定勾配から外れたところが崩れていまして、ため池としての施設としての位置づけができない可能性は極めて高いというところでの県の見解を今正確に現場立会いのも

と、ちょっと指導のほうをいただいておりまして、あくまでもそうなりますと、災害の復旧基準に乗ってこないというところで、町のほうで単独災害というところで復旧したいと考えてございます。以上です。

議長（石垣正博君）　３番鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　ちょっと先ほど確認漏れがあったんですが、ホワイトボードですね、こちら役場庁舎内でどうも使っていないと思われるホワイトボードをよく目にします。３階のすぐ近くにも何台か並んでいると思うんですけれども､こういった余っていると思われる備品を流用したり、使い回したりして、少しでも予算を節約する観点で検討いただけないかと思います。

あと、ため池のほうなんですけれども、ため池のエリアですね、どの範囲なのか、通路ののり面との境界とかそういったところははっきりとしているのかどうか、その点を確認いたします。以上です。

議長（石垣正博君）　答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君）　お答えいたします。

ホワイトボードにつきましては、これまでも社会教育課内といたしましては、いろいろやりくりをさせていただきながら使用のほうをさせていただいたところでございます。

また、そこの３階の入り口に３台ほど余っているということでございますけれども、関係部署と調整しながら、大変失礼しました。あるということでございますので、関係部署と調整しながら検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

議長（石垣正博君）　次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。

10款３項１目の公共施設災害復旧費の件ですが、こちら公図上の測地としましては、赤道とため池の堤体の境が、今、円弧滑りという現状でございます。

今回、公共施設災害復旧費として上げさせていただいている理由としましては、赤道から坂路になっているんですけれども、赤道から流れてくる水がのり面を伝わって崩しているというところで、赤道の災害復旧というふうに町のほうでは判断してございます。以上です。

議長（石垣正博君）　ほかにございませんか。１番鈴木安則議員。

１番（鈴木安則君）　ちょっと今、赤道ということでちょっと思い出したんですが、先ほど22ページですね、７款２項14節で町道補修工事ということで載っているんですが、この町道補修工事、まず町道補修工事の申請ル

ート、どういう形で担当課に上がってきたか。例えば区長から地区担に来て、地区担から関係部署なのか、その辺まずお聞きしたいです。

議長（石垣正博君）　答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。

いろいろ申請ルートといいますか、被災を受けてたり損傷を受けている場所をまず発見して直すまでのプロセスというか、過程ということでよろしいでしょうか。

まず町道管理者としまして、役場のほうで道路のほうのパトロールを行っておりますので、そこで異常を見つけましたら、役場のほうで緊急性に応じて主体的に補修のほうは行います。

また、地区担制度の中でもなかなか職員で直接気づきにくいところにつきましては､地元の皆さんに気づいていただいた場所につきましては、区長さんを通してその制度で上がってくるというところがございます。

また最近、役場職員とかが通勤中に、あそこの道路、穴空いていたとかというお話もいただきますので、そういうところは速やかに対応してございます。以上です。

議長（石垣正博君）　１番鈴木安則議員。

１番（鈴木安則君）　ありがとうございます。

さっきの赤道の件なんですけれども、今、町道補修で20か所ぐらいあると聞いているんですが、そのほかにやっぱり町内、赤道が至るところにいっぱいあると思うんですが、そういった場合に、赤道の補修とか赤道の舗装道路とか、そういった声というのはやっぱり町のほうで申請上がればやれるんでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。財政課長。

財政課長（伊藤義継君）　お答えいたします。

町内に赤道多数ございますが、そういった中で何らかの支障があるような状況があれば、先ほど地域整備課長からも話があったように、今、地区担当制度、そういったところから上がってくる案件等により、こちらで確認した上で、そういった対策が必要であればこちらのほうで対応させていただいております。

議長（石垣正博君）　１番鈴木安則議員。

１番（鈴木安則君）　ありがとうございます。

すみません、何らかの支障、例えばどんな感じの話なんでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。財政課長。

財政課長（伊藤義継君）　直接道路として使うのに当たって支障、例えば掘れ

ているとか、穴が空いている、倒木はもちろんそうですけれども、そういったことも含めた中で、通行に支障があるような状況であれば、そういったことを検討させていただくということでございます。

議長（石垣正博君）　ほかにございませんか。10番熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　私のほうからは、皆さん御質問したと思うんですけれども、14ページの町長車の件なんですけれども、このクラウン買ったときから私も知っているんですけれども、その代替になる基準ってどういうんですかね、まず。何で今代替しなきゃないのかというのを私は聞きたいんです。

例えば町長が使っていないときに職員も使えるようにということだけど、実際ハイエースあるじゃないですか。今までだって使っていたわけですよね。その理屈は合わないと思うんです。だけど、クラウンで狭い。狭いのすかや。軽自動車よりずっと広いと思うよ。その基準をちょっと、私は分かんないんです。それを教えてほしいのと、今回ボクシーということなんですけれども、ボクシーの機能というのはどういうふうになっているんですかね。例えば、前回クラウン買ったときは、二駆では駄目だと。冬道、職員が運転するの大変だからって四駆買ったんです。当時はハイブリッドのほうがいいんじゃないのと言ったら、ハイブリッドその当時四駆では売っていなかったので、今回ハイブリッドにするのか、その辺もお聞きしたいんです。

というのは、公用車、今だとハイエースのＡＫＢバスあるじゃないですか。ほいづ予備車として、何だ、住民バスに使っているんですけれども、あの車ね、まず頭は、頭っていうか、屋根ははげているわ、それから我々が使用したいときには調子が悪くて乗れないわ。それから、給食センターは30年たつような車ばっかりあるのね。だから、基準は何ですかと、距離数なんですか、年数なんですか、それを聞きたいんです。

町長さん、今12万キロっていうけれども、今、乗用車20万キロ当たり前だからね。

それを聞きたいんです。

それから､16ページの上の総務管理費の中の17目の備品購入費の中で、町長と副町長のキャビネットとあるんですけれども、この必要性って何なんですかね。

まず､町長の部屋がちょっと俺もはっきり分かんないんですけれども、置く場所あるのかどうか、何かと交換するのか、ちょっと分かんないんですけれども、その辺必要なのかな。

例えば書類を置く棚であれば、町長、うんと頭いくて、いつもほとんど書類要らなくて頭さ皆入っていると思うんだけれども、俺、わざわざキャビネット買わなくても大丈夫じゃないかなと思ってたんですけれども、その辺の内容を教えてください。

それから、21ページの10款の縁の郷の管理費で100万円ほど補正になっているんですけれども、この理由どういうことなのかなと思う。補正通ってしまうと500万円かかるわけですよね、何もないところさ。そうすると、この500万円というと町長車と同じような値段だよね。こいづ捨てることになっているんだよね。捨てるという言い方はちょっとあれかな、管理費でかかっているわけです。この辺どう考えるのか、お願いします。

それから、22ページの土木費の中の委託料で、舗装健全度基礎調査業務、これ多分町道だけの調査なのかなと思うんですけれども、町として県道だって調査して県に申し入れることできるんじゃないのかな。町道も悪いところあると思うんですけれども、県道が物すごい悪い。本町もう全域だね。いいところないね。この間、直したの川内のセブンイレブンあたりですか、あそこは直した。あとはないね、いいところ。大松沢もそう、例えば中村の道路もそう、全部そうなんですよ。こいづをどうしていくのか。こいづが町道だけというんだったら仕方ねえかもしんないけれども、もしできるんであれば県道まで広げて、県に要請できないのかなと。その辺の答弁をお願いします。

それから、23ページの下のほうですね、土木費の中の都市計画費、危険ブロック、今回２件ほど追加で出たということで、この２件というのは通学路にある危険ブロックなんですかね。今までだと通学路だけを危険ブロックの対象にしていたんですけれども、その辺の通学路でないところも対象になっているのか、その辺をお願いします。

ちょっと難しいんだけれども、24ページ、消防費の中の、先ほど金須議員からもあったけれども、工事請負費の中の防火水槽撤去なんですけれども、漏水あって撤去するということなんですけれども、今回、火事になって分かったんですけれども、消火栓だけだと、総務課長、消火栓だけだと圧力足りなくなるのね。水の量が足りなくなるんですよ。実際防火水槽からも引っ張ったのね。ところが、その防火水槽は、何か容量が小さくてすぐなくなってしまったというのがあるんです。消火栓２か所から引っ張ってしまうと、圧が下がってなかなかうまく放水できないとかという問題が出たんです。だから、その辺どのように考えるのか。

やっぱり地域の人たちとこういう事例があったんだから、やっぱり必要ですよねとか、私は今回何平米だか分かんないけれども、昔の防火水槽で結構小さい防火水槽だったんで、すぐ、すぐなくなったんです。どうしようもないから、消火栓から引っ張ったんですけれども、結局、何だ、町民が使う水道水だって下がるわけだよね。そういう苦情も町に来たということなので､その辺もちょっと今後どういうふうに考えていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

まだ大丈夫かな。

26ページの教育費の中の３項中学校費の中の環境整備工事なんですけれども、テニスコートを駐車場にするためにバックネット裏を道路をつけるということですよね。テニスコートを駐車場にする意味って何なんですか。何のために駐車場にするんでしょうか。

昔ね、私がまだＰＴＡにいた頃は、校庭の草ね、あそこのバックネット裏のところに皆捨てていたんだよね。その辺、多分あそこ狭いはずなんだよね。拡幅するのか、ネットをずらすのか、その辺の工事内容をちょっと教えてほしい。まず、テニスコートを駐車場、どうして必要なのか教えてほしいです。以上です。

議長（石垣正博君）　ここで10分間休憩といたします。

午　前　１１時０５分　　休　憩

午　前　１１時１４分　　開　議

議長（石垣正博君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　お答えいたします。

公用車の購入につきましてでございますけれども、今回購入しますのはボクシーの４ＷＤのハイブリッド車でございます。

買換えの基準というのは、明確な基準というのはございませんで、できるだけ毎月点検も行いながら、できるだけその車は全部使うという、月一点検はしておりますので、極力ぎりぎりまで使うといいますか、丁寧に使うということを心がけておりますけれども､今回につきましては、先ほどお話ししたように、やはりワンボックス車の需要というのがありまして、できるだけ大人数で行くときに効率よく行くためということも含めた中で、今回の車種を選んだものでございます。

もう一つ防火水槽の撤去につきましては、今回はあくまで地区の要望によって撤去するという内容でございますので、必ずしも全て撤去するという意味ではなくて、地域のお話を聞きながら必要ないものについて

は撤去するという考え方でございます。以上です。

議長（石垣正博君）　次に答弁願います。財政課長。

財政課長（伊藤義継君）　お答えいたします。

16ページ、２款１項の８目の諸費、常用備品購入費でございます。

こちらの33万5,000円の中の町長室・副町長室へのキャビネット購入についてでございますが、５月の盗難事件が発生したことを受けまして、庁内の中で様々な防犯対策等の検討がなされた中で、今回改めてといいますか、町長・副町長室に鍵のかかるしまえるものが、場所がないという、机以外ですね。ということでしたので、そういったことを含めて、重要なものをしまうものとしてのキャビネットを購入するものでございます。

議長（石垣正博君）　次に答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋　優君）　お答えいたします。

21ページの５款１項10目縁の郷施設管理費の光熱水費と通信運搬費でございますが、こちらにつきましては、今年の２月に指定管理者の公募のほうを実施いたしました。そのことにより指定管理者が決まればというところで、当初予算のほうでの見込みとしては６か月分を計上していたということになってございます。

しかし残念ながら２月の公募では指定管理者が決まらずというところで、今現在自営でということになりますが、サテライトオフィス、それからコワーキングスペース、研修棟ということで、今、運用しているというところもございますので、３月までの不足分を今回計上させていただいたというような内容になっております。

議長（石垣正博君）　次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。

22ページの７款２項２目の道路維持費の中にあります委託料の舗装健全度基礎調査業務につきましては、議員さん御指摘の県道のほうまで調査の対象を広げてみてはどうかというお話だと思うんですが、こちらにつきましては、明確に道路法の法令上の原則がございまして、道路法の中で県道の管理権限は全て道路管理者である宮城県が持っておりますので、自らの判断で市町村が県道の管理調査などを行うことができないという法令上の規制がまずあるという前段の中で、ただ町内の県道が路面状況が悪いというお話は、議員さんはじめ町民の皆様からも日々寄せられている貴重な御意見だと認識してございます。

今年の７月に町のほう、町長・副町長と共に、議会のほうからも議長

・副議長に同行いただきまして、県の土木部のほうに要望してまいりました。舗装の要望です。

議長さん自ら、県道の路面の状況の写真を撮っていただいたりして、それを宮城県の土木部のほうに提出していただいたりした中で、速やかに一部補修をしていただいたという実績もございますので、今後はこの課題につきましては、町と議会と共に議員の要望活動の中で町民の代表である議員さんが一緒にやっぱり行っていただくというのは、非常に意味があるものだなと今年改めて認識したので、来年以降もそういった機会を設けさせていただければなと考えているところでございます。

続きまして、２点目の23ページの７款５項１目のブロック塀、２件分追加させていただいている理由でございますが、先ほど申しましたとおり、当初予算で２件分を計上しております。１件につきましてはもう申請済みで、２件目につきましては今もう申請を待っている状態でございます。いろいろ御相談をいただいている状況です。

町の予算としては､この事業とても今力を入れている事業なんですが、予算ベースで申請今後今年度中に来ても執行できる予算がないので、見込みで２件ほど追加で今回計上させていただくというところでございまして、相談は多数いただいておりますが、具体的な件数は決まってございません。以上でございます。

すみません、実績につきましては、今年度は１件が通学路内、１件は通学路外、石原で申請をいただく予定となってございます。以上です。

議長（石垣正博君）　次に答弁願います。総務課。

大変失礼いたしました。

学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君）　お答えいたします。

26ページの中学校の環境整備工事費につきまして、先ほどテニスコートを何のために駐車場にするのかという御質問がありましたが、こちらにつきましては、正門側の駐車場が朝夕の通学時に送迎車で混み合いまして、危ないという苦情が教育委員会のほうに寄せられているため、整備を行うものになります。

また、２点目のバックネット裏の通路につきましては、現在幅が２メーターほどなんですけれども、残地などを利用しまして３メーターから５メーターに拡幅する予定となっております。

議長（石垣正博君）　よろしいですか。10番熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　まず１点目の町長車のことなんですけれども、その規定

がないというのが問題なんじゃないのかなと。やっぱりどっかに規定を設けてさ、何ていうのかな、町長車だったらこのぐらい走ったら、年数このぐらいになったら交換だとかさ、例えばほかの部署の車だってそのとおりですよ。何か規定設けてさ、やっていかないと、まだ30年もたっているような車走ってんだよ。恥ずかしくないですか、うちの町。給食センターの車、よく走っているなって私は感心した。

それから、総務課長、定期的に点検している、そう言うんだ、言うしかないよね。実は一番最初、私、議員なりがけに「ちゃんと点検やってますか」って聞いたら、「やってます」と言ってたんです。で、我々が委員会で研修に行くとき、ステッカー見ました。とっくに切れてました。本当に点検してんの。誰がしてんの。誰が分かってんの。私そっちがうんと心配なんです。誰ができんの。やれる人いんの。車詳しい人いんの。いないよね。だよね。

例えば、書類にこの車は何月点検だという書類なんか作ってんの、ちゃんと。そのとおり出してんの。じゃあ、漏れることないじゃないですか。前に漏れてた。

そういうことがあるので、きちっと点検をしてほしいけど、今回のやつとはちょっと違って、とにかく何か基準をつくって、交換時期とか、やってったほうがいいと思うのさ。

町長乗るんだから、それこそ壊れたら大変なことになるんで、ある程度の期間で交換するのも仕方ないと。

それからもう一つ、購入になっているけれども、町はほとんど購入、大郷町は購入なのさ。それもリース考えなきゃないんでないの。いや本当に。リースだと、５年リースとか６年リースで循環型にできるわけですよ。そうすれば、30年も使うとか、そういうことないと思うんです。その辺も検討していただければなと思うんで、課長のほうから答弁まずもらいたいと思います。

それから、総務のほうだから防火水槽、防火水槽、24ページだっけ、防火水槽、24ページですよね。

今回、町長も副町長も総務課長も来ていただいて、実際現場のことを見ていると思うんですけれども、消火栓だけでは水量足りないの。今回は貝殻塚と鶉崎かな、撤去するということなんだけれども、その地域のことだけ聞いて、じゃあそうしますじゃなくてさ、実際現場見ているわけだ。全焼になった家の状況。だから、「こういうことがありましたよ」と、地域の皆さんに「防火水槽って大事なんですよ」っていうような話

できると思うのさ。今回のやつだって防火水槽なかったら大変だったと思うよ。消火栓だけでは、もっと時間かかってたと思うよ。水圧下がっていくだけだから。

だから、その辺もきちんとその地区の人たちに、こういうことがあって､これだけではどうにも水が足りないということで説得するというか、説明してもらうことも必要だと思うので、その辺もお願いしたいと思います。

町長のキャビネットは分かりました。ちゃんと鍵つきで、施錠できるということだったので、分かりました。

それから、縁の郷のやつですね、21ページ。これ３月までの延長ということでこの計上になったということなんですけれども、今ね、募集かけているというか、指定管理、その情報ってどのように出しているんですかね。全然ないというのも、もう９月だよね、半年だよね。ちゃんと募集かけてんのかな。ホームページで見ても、多分、こいづ探すのにえらい時間くうんじゃねえのかなって、くうっていうか、俺だとこいづ見つけらんないんじゃねえのかなと。縁の郷の指定管理ね、ほかの企業なり何なりが調べるのにさ。その辺、もっと検索できるようにできないのかな。やっぱり縁の郷、あのままでいいって誰も思っていないので、なるべく企業さんに分かりやすいように、こういうところあるよというのを出してほしいと思うんだけれども、その辺お考えをお聞きしたいと思います。

さっきの町道の件なんですけれども、まず一つ、町長なり議長なり県に要請したっていうんだけれども、私もその前に県議の人と話す機会があって、そういう要望を出したんです、学校教育課長が地域整備課長のときに。その県議から電話をもらって､「県の土木事務所にはお伝えをしました」ということで、予算あるので予算の範囲内で毎年少しずつというような話は聞いたんですけれども、その少しずつの何ていうの、面積っていうの、長さっていうの、それがちょっと理解できてなかったんですね。何か一番最初に川内から大松沢に抜ける道路、先にやるような話も聞いてはいたんです。なので、やっぱりもうちょっと、我々も行けって言うんだったら行きますんで、土木事務所のほうにもちょっと要請を強くしていただけたらなと思いますので、その辺ももう一度答弁お願いします。

それから、23ページの危険ブロック、通学路外でも１件ということだったんですけれども、これまで申請あって、このブロックは大丈夫です

よといって直さなかった場所ってあるんですかね。

実は火災あった家のブロックもそうなんですけれども、以前、私のほうから前町長に言って、「危険ブロックあるから調査して」と言ったら、担当課と県の担当課と来て調査したらしいんです。そしたら、中に鉄筋が入ってて問題ないとなったんですよ。

ところが、誰が見ても、総務課長なり副町長も見てたと思うんだけれども、少し倒れぎみで足場のパイプで抑えてたのね。そいづ危険でないというのは、どう考えてもどういう基準なのかよく分かんないのね、私からすると。だって西側はもう半分以上崩れているわけさ。そいづをトタン板で隠していただけなので、崩れたのさ。斜めになってんだよ。そいづを抑えてんだよ。

だから、この基準も分かんない。だから、今まであったんだったら、あって大丈夫だよというのであれば、再度調査するべきじゃないのかなと思うんだけれども、その辺の見解をお願いしたいです。以上です。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　お答えいたします。

まず公用車の購入についてでございますけれども、その基準につきましては、近隣の市町村のお話もお伺いしまして作成に向けて検討させていただきたいと思います。

それから、点検につきましては、総務課の労務職の職員が毎月点検をしておりまして、一般的な点検にはなりますけれども、行っている状況でございまして、チェックリストもありまして、私も毎月判こを押して確認をしている状況でございます。毎月１回です。

定期点検につきましては、ちょっと私今状況をちょっと確認できませんけれども、確認させていただきたいと思います。

それから、車のリースにつきましては、以前にリースをしていた時代もありました、公用車につきましては。リースを使っていたんですが、結果的にやはり割高になるということで、購入のほうに切り替わっているというふうに聞いております。

それから、防火水槽の撤去につきましては、今回は地区の要望に基づいてでございますけれども、今回の予算を認めいただいた後でも再度その必要性というところは確認をさせていただいて、その上で必要があれば撤去というところで考えさせていただければと思います。以上です。

議長（石垣正博君）　次に答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋　優君）　お答えいたします。

21ページ、縁の郷の指定管理の関係でございますが、こちら公募につきましては、今年の２月に実施いたしました。おおよそ１か月程度だったと思いますけれども公募の期間を設けて、今現在は公募はしていないというような状況です。２月の状況を受けて、指定管理、施設全体一体でというようなやり方でこれまでやってきましたけれども、それが応募がなかったということで、今後、今年度中ということにはなりますが、再度公募のほうはしたいと考えております。

その際、しっかりといろんな企業様であったり個人の方も含めて、しっかりと告知ができるように、あらゆる媒体を使って告知のほう、ＰＲのほうをしていければと思ってございます。以上です。

議長（石垣正博君）　次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。

まず１点目の県の県道に関します要望の強度といいますか、そういったところでは、昨年ですね、例年は文書でのみの要望からギアを一段上げて、多分、土木事務所まで要望活動に行かれたんだというところまでは引継ぎで受けてございます。

そういった中でも、県の道路管理者も町と一緒で、厳しい財源の中で、舗装というのはどうしても費用がかかりますので、そこは苦しいながらも多分県なりの理由で優先順位をつけて対処されているというふうには認識した上で、今年は一段ギアを上げて、土木部の部長まで議長、副議長に御同行いただいた中で、ギアを上げてちょっと熱い思いを伝えてきたところでございます。

こういった活動をさらに、ちょっといろいろ近隣自治体の事例なんかも見ながら、いかに町内の県道を舗装補修をよりギアを上げていただけるかというところは、検討してまいりたいと考えてございます。

２点目のスクールゾーン内外のブロック塀の状況でございますが、平成30年度に悲惨な事故を受けた中で､町内の通学路と呼ばれるところ49か所を調査した結果、ブロック塀が49か所ございまして、そのうち危険だと、土木事務所の判断なんですが、なったところが34件ございました。

そういった中で、順次ですね、町の普及啓蒙活動を行った中で、13件はもう既に解消済みというところで、残り21件をより拍車をかけた中で今年度補助の額も増やしたりしながら行っているところでございます。

また、スクールゾーン外の場所につきましては、多分羽生とかそっちのほうだと思うんですが、過去に見ていただいた経緯もあると今お聞きしましたけれども、改めて議員さんなり区長さんなり、住民の皆様から

直接いただいた御意見も踏まえながら、まず地域整備課のほうで速やかに見た上で、また改めて現場のほうを確認させていただければと思いますので、引き続き情報提供のほうよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長（石垣正博君）　10番熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　公用車の件に関しては、毎回言われているんですけれども、購入したほうが安い、そいづ、総務課長、誰が確認してんの。購入したほうが安いって誰が分かんの。リースにしたら高いって誰が分かんの。分かる。だって、点検の内容も分かんない人が、車、分かるすかや。ですよね。後に車壊れたら、購入したら全部自分らで持たなきゃないのさ。そういうものもひっくるめてさ、例えば請求書１年分集めで幾らかかったとかさ、そういうのをチェックする人います、いねんでねえの。だから、安い高いって簡単に決められないのよ。その辺を検討してほしい、まず。

総務課長分かんないようだったから教えますけど、４ナンバーとか１ナンバー、こいづ１年車検なんです。これは半年の定期点検ってあるんですよ。左の窓の上にステッカーありますよね。あれが定期点検のステッカーなんです。乗用車は１年に１回の定期点検なんです。それをきちんとやってんのって、役場職員はできないの、こいづちゃんとした修理工場じゃないと。それもちゃんとやってんだったらいいけど、その辺を確認してほしかったの。

だからもう一回、購入とリースを検討してほしいんだけど、その辺どうかなと思います。

あと、21ページの縁の郷なんですけれども、これまで募集しても誰も来なかったということなんだけれども、多分１つの企業って話は聞きに来たと思うんです。もしできるんであれば借りたいというような話、１つの企業からは来ているはずです。

だけど、そいづ駄目になったのか、継続になったのかよく分かんないですけれども、もし駄目になったら駄目になった理由が私には分からないんです。商工観光課で聞いてねえのかな、分かんないけれども。その辺、もし何が原因で多分駄目になったのか、分かる範囲で教えてほしいです。もしかすると、テレワークの施設が問題だったとかというような気もするんだけれども、その辺もお願いします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　お答えいたします。

さっきのリースの件ですけれども、ちょっと当時、担当じゃないというか、詳しく話はできませんけれども、５年とかでリースを更新していけばいいんでしょうけれども、丸々その長い期間乗っていきますと、結果的に出す分が多くて、あと再リースの際にも結局また新しい車のリースでお金が安くならなかったという話があったというふうに聞いておりまして、そのために購入というところに町のほうでは切り替えたというところは聞いておりますけれども、先ほどリースの話ありましたので、今後購入につきましては、どのような差があるのかというのを改めて検討した上で、購入するのかリースにするのか検討していきたいと思います。以上です。

議長（石垣正博君）　次に答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋　優君）　お答えいたします。

21ページの縁の郷の関係でございますが、１者からというのがどちらの企業様を言っているのかというところがちょっと私は分からないというか、これ、今現在進んでいる話の中でなのか、それとも２月の段階でなのかというところがちょっと分からないんですけれども……。

今の段階ということであれば、今、３者の企業様のほうからお話のほうはいただいています。ただはっきりと、もう施設のほうも御覧いただいているところでこんな提案ができればというようなお話はいただいていますが、具体的に何らかの資料で示されたというようなことはまだございませんが、そちらの企業様からはっきりと、いや今回は無理というようなお話まではいただいていないというような状況はございます。

議長（石垣正博君）　ほかにございませんか。11番高橋重信議員。

11番（高橋重信君）　21ページの10目の縁の郷ですか。これ、今光熱費あるいは指定管理制度ということで、なかなか見つからないということなんですが、これテレワークだいろいろね、当時、ごり押し的なものでね、もうほかでテレワークとかそういうのはもうやめてきているんですよという中でやったわけなんですが、それがここに来て閉鎖になって、それでなかなか指定管理者が見つからないという状況なんですが、これは定期的に合併浄化槽のバクテリアですか、こういうのも投入しているかなと思うんですが、これは利用されていないと、たまに定期的に窓を開けたり何だりして、風通しよくするとかそういう話も聞かないんですが、今現状どういう管理されているのか、その辺お願いします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋　優君）　お答えいたします。

21ページの縁の郷の施設管理費でございますが、こちらの管理というところでは、様々警備であったり、草刈りであったり、浄化槽であったり、ポンプであったりというところで、定期的な維持管理ということで委託業務のほうも事業者のほうにお願いしてやっているというような状況もございますので、浄化槽のほうも適切に管理のほうをしていただいていると思ってございます。

それから､空気を入れ替えないとというようなお話もございましたが、こちら施設のほうですけれども、月に１回は必ず公園も含めて施設のほう点検は当然ながらしております。その際に、ある程度中を見ながら、そのときに窓を開けてというようなことも行っておりますし、施設の利用というのもまるっきりないわけではございませんので、その際は職員が鍵の開け閉めもしながらということで、空気の入替えだったりもしているというような状況はございます。以上でございます。

議長（石垣正博君）　高橋重信議員。

11番（高橋重信君）　分かりました。

それですね、指定管理者ですか、これはなかなか見つからないのかなと私も思うわけなんですよね。あそこまで行く道路がなかなか整備されていないとか、いろんな感じでですね。

それで、指定管理者じゃなくですね、町内にいる人たち、料理作っていろんな人に出したいとか、そういう方々を募ってですね、あそこなんか運営してもらえる人いないかなと。レストランでもいいんですが、仮にレストランだけ捉えてもいいんですけれども。そうすると、地域の誰それさん行っているから私もたまに利用してみようかとか、そういう形で利用できるんじゃないかなと思うんですが、この辺ちょっと検討していただきたいと思うんですが、この辺の見解いかがでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。要望みたいなんだけれども。

答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋　優君）　お答えいたします。

21ページの縁の郷の関係でございますが、今後、指定管理の公募ということでさせていただく際には、先ほど来お話のほうさせていただいておりますが、施設一体での指定管理ということでこれまでしてきたというところがあって、なかなかというところもございましたので、そこは施設のほうをそれぞれ分割しながらということでの提案も受け付けながらということで、最終的にどういった事業者さんがよろしいかということで決定していくのかなというふうに思ってございますので、今議員お

っしゃられたとおり、地域の方でレストランということで運営をしてみたいというような方がいらっしゃった際には、その御提案をいただきながらということで、今後の施設運営については検討していかなくちゃいけないのかなというふうに思ってございます。以上です。

議長（石垣正博君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第39号　令和８年度大郷町一般会計補正予算（第５号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君）　起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第４　議案第４０号　令和８年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議長（石垣正博君）　日程第４　議案第40号　令和８年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。３番鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　42ページの歳入の８款１項国庫補助金の中の子ども・子育て支援事業費補助金について、システム改修の費用等の説明がございましたが、この改修の支出はどこで行うのかお伺いをいたします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町民課長。

町民課長（髙橋裕美子君）　お答えいたします。

システム改修費のほうは、当初予算のほうに計上させていただいていますので、そちらのほうで支出させていただきます。以上です。

議長（石垣正博君）　いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第40号　令和８年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君）　起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第５　議案第４１号　令和８年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第１号）

議長（石垣正博君）　日程第５、議案第41号　令和８年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。10番熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　49ページの第７款の繰入金で介護給付費準備基金、これ今回1,800万円ほど繰入れするということなんですけれども、これ幾らぐらいここで出したら残っているのか。今度10期ですか、介護保険料。その辺でどういうことになるのか、上がるのか下がるのか、ちょっと見極めるのにも幾ら残っているのか。

それから、51ページで第７款の繰出金の中で、一般会計に繰り出しすることになっているんですけれども、介護保険料高くなるってこの基金が目減りしていくという中で、どういう理由でこの一般会計に繰り出しするのか、何かルールあんのか、その辺詳しく教えてください。私にはちょっと分からないので……。

議長（石垣正博君）　答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君）　お答えいたします。

基金のほうなんですけれども､今回1,800万円ぐらい基金繰入れする予定になっています。今のままでいくと、期末には約1,000万円が残りという形になります。

なので、これからの運営次第というところはありますけれども、今の段階ですと、残り1,000万円という形になりますので、次回の10期は必

ず上がるとしか私は思っていません。

あと、51ページの繰り出しのほうなんですが、法定の繰入れ繰出金が決まっておりますので、どうしてもこの分、町に返還しなきゃいけない分ということになっています。町のほうのいろいろ繰り出しの率が決まっているんですが、大体25％前後が大体町から出す分、あと地域支援事業ですと12.5％というふうに決まっていますので、それを超えてもらっている分については返還しなきゃいけないことになっております。以上です。

議長（石垣正博君）　10番熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　ちょっと私の頭の中では、一番最初に聞いたときで9,000万円ぐらいあって、徐々に目減りはするんだろうと思ってはいたんですけれども、急激に1,000万円しか残りないというのも、もうどうしようもないいんだね。

そうすると、結局上げ幅って、今までぎりぎりでやっていたのがもうぼんと上げざるを得なくなるんですかね。それでなくても県で２番ぐらいに高い介護保険料ですよね。もしかすると県でトップになるかもしれないですよね。この辺、近隣市町村とどういうわけでこういうふうに大郷だけ上げざるを得ないのか、大郷だけではないと思うんだけれども、この辺どう考えればいいんですかね。だって、ほかは安いんだよね。何で大郷だけ高いのかな。その辺の理由って何かあるんですか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君）　お答えいたします。

うちの町自体が、結局、高齢者の割合が非常に高い、それほど所得水準も高くないと考えております。

この分がありますので、どうしても下支えする分が少ない。そうなると、全体的にみんなで均等に割り当てて負担するしかないという状況が続いていくことになってしまいます。

今の段階ですと、多分大幅な金額アップが予想されます。私は8,000円ぐらいになっちゃうんじゃないかなと考えていますが、ちょっとこれからの計算次第とかいろいろあるとは思うんですが、私はそれぐらいは覚悟しなきゃいけないのかなとちょっと考えているところでございます。以上です。

議長（石垣正博君）　10番熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　ちょっと私にはこの改善策ってよく分かんないんですけれども、町長の頭の中で何かこの介護保険に関して考えていることって

もしあれば教えてください。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　解決策というか、一長一短に、本町町独自で今の制度の中で介護保険料を安くするというか、ここは非常に厳しい状況にありますので、むしろそうじゃなくて、やはり日本国民で等しく支えていくということで、国全体でこの制度の中で変えていければというか、制度仕組みをとにかく変えていただきたいと思ってございます。

都市部の高齢化率の低い、所得の高い都市部にいる人が、介護保険料、国保税も国保料も同じですけれども、安くというのはちょっといかがなものかと思います。地方から出ていった人は安い保険料しか払っていない。田舎に残された高齢者の方、子育てして終えた高齢者の方が残って高負担をやっているというこの制度はいかがなものかと思いますし、あとうちの町は施設が多いということ、人口の割には。そういう意味では体系というか、そういう利用する上では利便性があるんですが、逆に保険料にはね返ってくるような部分というか、そういう制度設計もあるということも、ここも併せてやっぱ改善していっていただければと思っております。

そういったことで、なかなか町単独で今の制度の中で、担当課長お話ししたとおり、今度の保険料の改正については、また大幅な値上げ、もしかすると県内で１位になるかどうか分かりませんが、なるべく一般会計から繰り入れても限度ありますので、制度の中でしかやれないので、高負担になるということには非常に心苦しい限りでございますので、機会を捉えながら国の制度設計を変更というか、均一化できればと思っておりますので、頑張っていきたいと思います。

ただ、いずれにしても、今度についてはどうなるか不透明でございますので、なるべく高負担にならない形ではやりたいとは考えておりますけれども、非常に難しい悩ましい問題と実感しております。その際は御理解のほどよろしくお願いします。

議長（石垣正博君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第41号　令和８年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君）　起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第６　議案第４２号　令和８年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議長（石垣正博君）　日程第６、議案第42号　令和８年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第42号　令和８年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君）　起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第７　議案第４３号　令和８年度大郷町水道事業会計補正予算（第１号）

議長（石垣正博君）　日程第７、議案第43号　令和８年度大郷町水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第43号　令和８年度大郷町水道事業会計補正予算（第１号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君）　起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第８　議案第４４号　令和８年度大郷町下水道事業会計補正予算（第１号）

議長（石垣正博君）　日程第８、議案第44号　令和８年度大郷町下水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第44号　令和８年度大郷町下水道事業会計補正予算（第１号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君）　起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

ここで昼食のため休憩といたします。

午後１時15分から開始します。

午　後　　０時０１分　　休　憩

午　後　　１時１５分　　開　議

議長（石垣正博君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第９　　認定第１号　　令和７年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第１０　認定第２号　　令和７年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第１１　認定第３号　　令和７年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第１２　認定第４号　　令和７年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第１３　認定第５号　　令和７年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第１４　認定第６号　　令和７年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第１５　認定第７号　　令和７年度大郷町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議長（石垣正博君）　日程第９、認定第１号　令和７年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第２号　令和７年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、認定第３号　令和７年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、認定第４号　令和７年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第５号　令和７年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第６号　令和７年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、日程第15、認定第７号　令和７年度大郷町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、認定第１号から認定第５号について説明を求めます。会計管理者兼会計課長。

会計管理者兼会計課長（角田倫明君）　それでは、認定第１号から認定第５号までの提案理由を御説明いたします。

始めに、各種会計の決算の概要について御説明申し上げます。

決算書１ページ、令和７年度大郷町各種会計決算額総括表を御覧くだ

さい。

なお数値につきましては､1,000円単位で読み上げさせていただきます。

歳入は、Ｃ欄の収入済額、予算対比、歳出は、Ｅ欄の支出済額、予算対比の順に御説明させていただきます。

まず、一般会計です。

歳入は60億2,177万8,000円、96.63％、前年度比８億9,869万5,000円の減となっています。

歳出は55億4,308万6,000円、88.95％、前年度比８億8,261万5,000円の減となっております。

次に、国民健康保険特別会計です。

歳入は９億3,602万7,000円、97.96％、8,527万1,000円の減となっております。

歳出は９億759万8,000円、94.98％、4,769万9,000円の減となっております。

次に、介護保険特別会計です。

歳入は12億3,220万3,000円、98.02％、6,769万8,000円の増です。

歳出は12億2,542万7,000円、97.48％、6,844万5,000円の増となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

歳入は１億2,437万1,000円、99.86％、1,543万7,000円の増となっております。

歳出は１億2,385万1,000円、99.44％、1,550万6,000円の増となっております。

次に、宅地分譲事業特別会計です。

歳入は2,287万円、99.99％、１万5,000円の減。

歳出は2,287万円、99.99％、１万2,000円の減となっています。

それでは、認定第１号について御説明いたします。

決算書３ページを御覧ください。

認定第１号　令和７年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和７年度大郷町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年９月３日　提出

大郷町長　　石　川　良　彦

初めに歳入です。

５ページの収入済額を御覧ください。

１款町税15億3,026万9,000円で、前年度に比べて2,000万円の増で、町民税が3,167万7,000円、軽自動車税が64万4,000円増えたことによるものです。

全体で不納欠損額は2,451万4,000円、収入未済額は1,334万1,000円、前年度比2,431万5,000円の減となりました。

２款地方譲与税5,006万6,000円は、1.3％の増です。

３款利子割交付金112万9,000円は、376.4％の増です。

４款配当割交付金398万2,000円は、1.8％の減です。

５款株式等譲渡所得割交付金629万7,000円は、16.4％の増です。

６款法人事業税交付金2,324万6,000円は、0.1％の増です。

７款地方消費税交付金２億2,732万9,000円は、８％の増となりました。

８款ゴルフ場利用税交付金6,848万3,000円は、0.8％の減です。

９款環境性能割交付金609万7,000円は、5.3％の減です。

10款地方特例交付金1,033万8,000円は、76.2％の減です。

１項の地方特例交付金において3,115万5,000円の減となっております。

11款地方交付税17億9,382万3,000円は、5.4％の増で、普通交付税、特別交付税の増となりました。

次のページです。

12款交通安全対策特別交付金66万2,000円は、2.1％の減です。

13款分担金及び負担金502万1,000円は、33.8％の減です。緊急自然災害防止対策事業で中村地区急傾斜地崩壊対策事業が完了したことによる減です。

14款使用料及び手数料8,294万1,000円は、1.4％の増です。町営住宅使用料、行政財産使用料、粕川地区防災コミュニティセンター使用料が増えたことによるものです。

15款国庫支出金８億9,795万2,000円は、9.5％の減です。社会資本整備総合交付金、道路局所管の補助金の減によるものです。なお、収入未済額は、令和８年度への繰越事業に係るものです。

16款県支出金３億3,623万9,000円は、11.7％の増です。子どものための教育・保育給付費負担金、公立学校情報機器等整備事業補助金、国勢調査費交付金の増によるものです。

17款財産収入6,481万5,000円は、13％の増です。各基金の金融機関への預入利率の上昇により利子が増えたことによるものです。

18款寄附金2,046万円は、87.3％の減です。ふるさと応援寄附金、企業

版ふるさと納税が減ったことによるものです。

19款繰入金３億5,540万7,000円は、44.8％の減です。特別会計繰入金の減、各種基金では財政調整基金、長寿社会基金以外の基金で減となったことによるものです。

20款繰越金１億5,477万2,000円は、25.2％の減。繰越明許分を含めた前年度の繰越金となります。

21款諸収入１億6,034万5,000円は、８％の減。奨学資金貸付金収入、新型コロナワクチン助成金、地域海洋センター修繕補助金の減によるものです。

次のページになります。

22款町債２億2,210万円は、66.9％の減です。緊急防災減災事業債、防災対策事業債、教育債以外の町債が減ったことによるものです。

以上、収入済額の合計は、60億2,177万8,832円となりました。

11ページを御覧ください。

次に歳出です。

支出済額欄を御覧願います。

１款議会費8,423万7,000円は、前年度比4.6％の減です。

２款総務費12億1,411万7,000円は、22.9％の減で、減債基金、未来づくり基金、庁舎建設基金、企業版ふるさと納税基金の積立てが減ったことによるものです。

３款民生費13億4,612万7,000円は、3.7％の増。児童手当、子育て応援手当が増えたことによるものです。

４款衛生費４億2,506万2,000円は、1.6％の減。健康おおさと21プラン策定業務、水道事業会計補助金が減ったことによるものです。

５款農林水産業費２億3,149万2,000円は、26.4％の減。テレワーク施設整備工事、施設整備改修工事の減によるものです。

６款商工費7,146万2,000円は、71.5％の増。商品券発行事業補助金の増によるものです。

７款土木費７億4,453万2,000円は、47.2％の減です。橋梁修繕工事、防災コミュニティセンター建築工事が完了したことによるものです。

８款消防費２億6,623万8,000円、21.8％の増。消防施設整備工事、黒川地域行政事務組合の消防負担金が増えたことによるものです。

次のページになります。

９款教育費５億3,548万円は、13.3％の増です。小学校の長寿命化計画策定業務、小中学校の教材備品購入費、社会教育費の施設修繕工事、給

食センターの外壁等改修工事が増えたことによるものです。

10款災害復旧費3,760万2,000円は、1,404.3％の増。災害応急工事が増えたことによるものです。

11款公債費５億8,673万2,000円は、2.4％の増。町債の元金及び利子の償還金となります。

12款予備費586万2,000円を充用いたしました。

以上、支出済額の合計は、55億4,308万6,556円となりました。予算現額に対する執行率は89％、翌年度繰越額を含めた実質執行率は95.7％です。

次に144ページ、実質収支に係る調書を御覧願います。

歳入総額60億2,177万9,000円、歳出総額55億4,308万7,000円、歳入歳出差引額４億7,869万2,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額4,581万6,000円で、実質収支額は４億3,287万6,000円になります。

なお、実質収支額のうち３億5,000万円を、地方自治法第233条の２の規定に基づき基金繰入金とするものです。

以上で、令和７年度大郷町一般会計歳入歳出決算の説明について終わります。

次に、認定第２号について御説明いたします。

145ページを御覧願います。

認定第２号　令和７年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和７年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年９月３日提出

大郷町長　　石　川　良　彦

初めに歳入です。

147ページの収入済額欄を御覧願います。

１款国民健康保険税１億2,483万4,000円は、前年度比2.9％の増です。不納欠損額は127万6,000円、収入未済額は1,160万5,000円となりました。

２款使用料及び手数料７万4,000円は、保険料の督促手数料です。

３款県支出金６億9,583万4,000円は、前年度比9.4％の減です。

４款財産収入34万7,000円は、基金の預金利子です。

５款繰入金8,055万8,000円は、前年度比33.4％の減。一般会計と財政

調整基金からの繰入金です。

６款繰越金3,200万1,000円は、前年度比556.1％の増です。

７款諸収入42万5,000円は、保険税延滞金です。

８款国庫支出金195万円は、前年度比66.8％の減です。

以上、収入済額合計は９億3,602万7,473円となりました。

次のページを御覧願います。

歳出になります。

１款総務費1,001万6,000円は、前年度比14.9％の減です。

２款保険給付費６億5,435万7,000円は、前年度比7.4％の減です。

３款国民健康保険事業納付金１億9,780万1,000円は、前年度比11.4％の減です。

４款共同事業拠出金の支出はありませんでした。

５款保健事業費1,297万2,000円は、前年度比13.6％の増です。

６款基金積立金3,033万8,000円は、財政調整基金の利子積立てです。

７款諸支出金211万1,000円は、保険税の還付金や、前年度の精算による一般会計への繰出金です。

８款予備費の充用はありませんでした。

以上、支出済額の合計は９億759万8,042円となりました。

次に164ページ、実質収支に関する調書を御覧願います。

歳入総額９億3,602万7,000円、歳出総額９億759万8,000円、歳入歳出差引額2,842万9,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は2,842万9,000円になります。

なお、実質収支額のうち1,500万円を、地方自治法第233条の２の規定に基づき基金繰入額とするものです。

以上で、令和７年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

次に、認定第３号について御説明いたします。

165ページを御覧願います。

認定第３号　令和７年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和７年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年９月３日提出

大郷町長　　石　川　良　彦

初めに歳入です。

167ページの収入済額欄を御覧願います。

１款保険料２億4,255万9,000円、前年度比２％の増。不納欠損額は13万8,000円、収入未済額は36万円となりました。

２款使用料及び手数料8,000円は、督促手数料です。

３款支払基金交付金３億1,972万円は、前年度比8.6％の増です。

４款国庫支出金２億7,641万8,000円は、前年度比2.8％の増です。

５款県支出金１億9,047万2,000円は、前年度比11.3％の増です。

６款財産収入18万6,000円は、基金の預金利子です。

７款繰入金２億26万1,000円は、前年度比13％の増です。一般会計と介護給付費準備基金からの繰入金です。

８款繰越金252万2,000円は、前年度の繰越金です。

９款諸収入５万4,000円は、会計年度任用職員の雇用保険被保険者分が主なものです。

以上、収入済額合計12億3,220万3,427円となりました。

次ページを御覧願います。

歳出になります。

１款総務費1,567万3,000円は、前年度比1.5％の増です。

２款保険給付費11億3,687万4,000円は、前年度比6.4％の増です。

３款地域支援事業費6,102万1,000円は、前年度比6.3％の増です。

４款基金積立金18万6,000円は、準備基金の利子積立てです。

５款公債費、支出はありませんでした。

６款諸支出金1,046万円は、前年度比20.6％の減です。

７款繰出金121万1,000円は、前年度比48.5％の減で、前年度の精算による一般会計への繰出金です。

８款予備費、充用はございませんでした。

以上、支出済額の合計は12億2,542万7,866円となりました。

次に190ページ、実質収支に関する調書を御覧願います。

歳入総額12億3,220万3,000円、歳出総額12億2,542万8,000円、歳入歳出差引額677万5,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源は264万円で、実質収支額は413万5,000円になります。

なお、実質収支額のうち413万5,000円を、地方自治法第233条の２の規定に基づき基金繰入額とするものです。

以上で、令和７年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に、認定第４号について御説明いたします。

191ページを御覧願います。

認定第４号　令和７年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和７年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年９月３日提出

大郷町長　　石　川　良　彦

初めに歳入です。

193ページの収入済額欄を御覧願います。

１款後期高齢者医療保険料9,352万5,000円は、前年度比17.6％の増です。不納欠損額は４万円、収入未済額は18万6,000円となりました。

２款使用料及び手数料２万1,000円は、保険料の督促手数料です。

３款繰入金2,930万7,000円は、前年度比3.6％の増で、一般会計からの繰入金です。

４款繰越金58万9,000円は、前年度からの繰越金です。

５款諸収入42万7,000円は、延滞金と保険料還付金です。

６款国庫支出金50万円は、子ども・子育て支援事業補助金です。

以上、収入済額合計は１億2,437万1,882円となりました。

次ページを御覧願います。

歳出になります。

１款総務費122万1,000円、前年度比92.1％の増です。保険証の郵送料が主なものです。

２款後期高齢者医療広域連合納付金１億2,238万9,000円は、前年度比14.1％の増です。

３款諸支出金24万円は、保険料還付金と前年度の精算による一般会計への繰出金です。

４款予備費、充用はありませんでした。

以上、支出済額の合計は１億2,385万1,685円となりました。

次に204ページ、実質収支に関する調書を御覧願います。

歳入総額１億2,437万2,000円、歳出総額１億2,385万2,000円、歳入歳出差引額52万円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は52万円になります。

以上で、令和７年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につ

いて説明を終わります。

次に、認定第５号について説明いたします。

205ページを御覧ください。

認定第５号　令和７年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和７年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年９月３日提出

大郷町長　　石　川　良　彦

初めに歳入です。

207ページの収入済額欄を御覧願います。

１款繰入金2,286万8,000円は、公債費に係る一般会計からの繰入金です。

２款繰越金2,000円は、前年度からの繰越金です。

以上、収入済額合計2,287万646円となりました。

次のページを御覧願います。

歳出になります。

１款公債費2,287万円は、町債の元金利子の償還金です。

以上、支出済額の合計は2,287万646円となりました。

次に214ページ、実質収支に関する調書を御覧願います。

歳入総額2,287万1,000円、歳出総額2,287万1,000円、歳入歳出差引額はゼロとなり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額はゼロになります。

以上で、令和７年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

以上、認定第１号から第５号まで、それぞれの事項別明細書を御覧いただき、御審査の上、御理解をいただき認定いただきますようお願いいたします。

議長（石垣正博君）　以上で、認定第１号から認定第５号の説明を終わります。

次に、認定第６号及び認定第７号について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君）　それでは、認定第６号について御説明申し上げます。

221ページをお開き願います。

認定第６号　令和７年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、令和７年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年９月３日提出

大郷町長　　石　川　良　彦

初めに、令和７年度の業務状況について御説明いたします。

233ページをお開き願います。

（１）の業務量ですが、年度末における給水件数は2,528件で、前年度比６件の減、給水人口は6,962人で、前年度比126人の減、年間総配水量は75万6,012立米で、前年度比２万825立米、2.7％の減、年間総有収水量は63万6,500立米で、前年度比１万3,090立米、２％の減となっております。また、有収率は84.2％で、前年度比0.6％の増となっております。

続きまして、（２）事業収入に関する事項になります。

事業収益が２億2,439万77円で、前年度比1,327万1,444円の減、率にして5.6％の減となっております。

主な要因は、水道料金収入が物価高騰対応に係る基本料金減免の影響で減額となり、他会計補助金で水道料金収入減額分を一般会計からの補助金で賄っておりますが、高料金対策補助金が前年度より減額となったことにより減となったものでございます。

続きまして、次ページをお開き願います。

（３）事業費用に関する事項でございます。

事業費用が２億6,100万8,675円で、前年度比3,782万6,044円の増、率にして16.9％の増となりました。

主な要因は、水道メーター等更新業務、水道事業水安全計画策定業務等の委託料の増によるものでございます。

収支におきましては、3,661万8,598円の純損失が生じました。

それでは、決算について御説明申し上げます。

222ページ、223ページをお開き願います。

令和７年度大郷町水道事業決算報告書。

決算額で御説明申し上げ、1,000円未満は省略させていただきます。

（１）収益的収入及び支出。

まず、収入でございます。

第１款水道事業収益は２億5,056万3,000円で、前年度比721万4,000円、

2.8％の増でございます。

第１項営業収益２億238万4,000円は、水道料金、加入金、手数料及び公共下水道等の事務受託料などでございます。前年度比2,046万2,000円、10.1％の減となっております。主な要因は、物価高騰対応に係る基本料金減免に伴う水道料金の減によるものでございます。

第２項営業外収益4,817万8,000円は、預金の利息、他会計補助金、長期前受金戻入益等が主なものでございます。前年度比1,324万8,000円、27.4％の増でございます。主な要因は、高料金対策補助金の交付額が減少しましたが、基本料金減免に伴う補助金の交付により他会計補助金が増となったものでございます。

第３項特別利益はございません。

次に、支出になります。

第１款水道事業費用は２億7,785万3,000円で、前年度比3,950万5,000円、14.2％の増でございます。

第１項営業費用２億6,770万5,000円は、大崎広域水道からの受水費、職員の人件費、水道施設の維持管理費、料金収納に係る委託料、消耗品及び減価償却費等となっております。前年度比4,077万1,000円、15.2％の増となっております。主な要因は、水道メーター等更新業務、水道事業水安全計画策定業務等の委託料及び中村第二配水池の屋根防水シート修繕、長崎浄水場基盤修繕等の修繕費の増となっております。

第２項営業外費用1,003万1,000円は、企業債の支払利息、消費税等となっております。前年度比138万3,000円、13.7％の減となっております。

第３項特別損失11万7,000円は、不納欠損３件分となっております。

第４項予備費の支出はございませんでした。

224ページ、225ページをお開き願います。

（２）資本的収入及び支出。

収入でございます。

第１款資本的収入は8,717万4,000円で、前年度比3,912万9,000円、44.8％の増となっております。主な要因は、起債及び国庫補助対象事業の増によるものでございます。

第１項工事負担金はございませんでした。

第２項他会計負担金は187万円で、前年度比82万5,000円、44.1％の増でございます。法堂地区消火栓設置工事に伴うもので、一般会計からの負担金でございます。

第３項企業債8,360万円は、法堂地区配水管布設替工事、石綿セメント

管更新事業、中村・鵜崎地区配水管布設替工事によるもので、起債対象事業費の増により前年度比3,660万円、43.7％の増となっております。

第４項国庫支出金170万4,000円は、石綿セメント管更新工事に係る国庫補助金です。

第５項出資金、第６項他会計補助金につきましてはございませんでした。

次に支出になります。

第１款資本的支出は１億4,552万7,000円で、前年度比5,072万9,000円、34.8％の増でございます。配水管布設替工事等の増によるものでございます。

第１項資産購入費はございませんでした。

第２項建設改良費１億448万5,000円は、法堂地区配水管布設替工事、中村・鵜崎地区配水管布設替工事、中村第二配水池動力盤計装盤更新工事等が主なものでございます。配水管布設替工事等の増により、前年度比4,898万3,000円、46.8％の増となっております。

第３項企業債償還金4,104万1,000円は、企業債の元本償還分でございます。前年度比174万6,000円、4.2％の増となっております。

続きまして、一番下の行になります。

資本的収入額が資本的支出額に対する不足額5,835万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,817万9,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額917万3,000円で補塡いたしました。

次に、利益の処分について御説明申し上げます。

227ページをお開き願います。

この表の右から３列目を御覧願います。

利益剰余金の未処分利益剰余金につきましては、当年度末残高で、表の中段の前年度処分後残高２億4,270万6,123円から、当年度分の変動額3,661万8,598円を差し引き２億608万7,525円となりました。

下段の表の剰余金処分計算書のとおり、処分額はございませんので、未処分利益剰余金の処分後残高を２億608万7,525円とするものでございます。

以上で、認定６号の説明を終わります。

続きまして、認定第７号について御説明いたします。

242ページをお開き願います。

認定第７号　令和７年度大郷町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、令和７年度大郷町下水道事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年９月３日提出

大郷町長　　石　川　良　彦

初めに、令和７年度の業務状況について御説明いたします。

255ページをお開き願います。

（１）の業務量でございますが、公共下水道事業、農業集落排水事業、戸別合併浄化槽事業の合算となっております。

年度末における配水戸数は2,969戸で、前年度比10戸の増、処理区域内人口は7,258人で、174人の減、水洗化人口は5,607人で、85人の減、水洗化率は73.9％で、前年度比0.8％の増となりました。

続きまして、（２）事業収入に関する事項になります。

事業収益が３億6,668万7,508円で、前年度比1,696万7,210円の増、率にして4.9％の増となっております。主な要因は、他会計補助金、長期前受金戻入益の増となっております。

次ページをお開き願います。

（３）事業費用に関する事項について、事業費用が３億6,344万2,796円となり、前年度比2,016万5,173円の増、率にして5.9％の増となりました。主な要因は、流域関連特定環境保全公共下水道事業計画変更業務、大郷町下水道ＢＣＰ策定業務等の委託料の増、下水道マンホール鉄蓋更新等に伴う資産減耗費の増によるものでございます。

収支について324万4,712円の純利益が生じました。

それでは、決算について御説明いたします。

243ページ、244ページをお開き願います。

令和７年度大郷町下水道事業決算報告書。

決算額で御説明申し上げ、1,000円未満は省略させていただきます。

（１）収益的収入及び支出。

収入でございます。

第１款下水道事業収益は３億7,439万1,000円で、前年度比1,714万7,000円、4.5％の増となっております。

第１項営業収益8,526万9,000円は、下水道、農業集落排水、戸別合併処理浄化槽、各事業の使用料、指定工事店・排水設備責任技術者の登録更新手数料等となっております。前年度比188万6,000円、2.2％の増となっております。

第２項営業外収益２億8,912万1,000円は、預金の利息、一般会計からの負担金、長期前受金戻入益等が主なものとなっております。前年度比1,526万円、5.2％の増となっております。他会計補助金、長期前受金戻入の増が主な要因でございます。

第３項特別利益はございませんでした。

次に支出になります。

第１款下水道事業費用は３億8,248万6,000円で、前年度比2,076万8,000円、5.4％の増となっております。

第１項営業費用３億5,238万6,000円は、下水道、農業集落排水マンホールポンプの点検・清掃業務、農業排水処理施設の維持管理業務、地方公営企業会計制度指導助言業務、吉田川流域下水道維持管理負担金、有形固定資産減価償却費等が主なものとなっております。前年度比2,517万円、7.1％の増となっております。主な要因は、流域関連特定環境保全公共下水道事業計画変更等業務、大郷町下水道ＢＣＰ策定業務等の委託料の増、下水道マンホール鉄蓋更新に伴う資産減耗費の増によるものでございます。

第２項営業外費用3,009万9,000円は、企業債の支払利息、消費税、特定収入の仮払消費税等によるものでございます。前年度比323万7,000円、10.7％の減となっております。

第３項特別損失、第４項予備費については、支出がございませんでした。

245ページ、246ページをお開き願います。

（２）資本的収入及び支出。

収入になります。

第１款資本的収入は１億6,456万2,000円で、前年度比2,282万6,000円、13.8％の減となっております。

第１項企業債2,110万円は、公共汚水ます設置工事、公共下水道マンホール長寿命化工事、戸別合併処理浄化槽設置工事等に係るものでございます。前年度比1,360万円、64.6％の減となっております。起債対象事業の減によるものでございます。

第２項出資金はございませんでした。

第３項負担金１億3,130万2,000円は、一般会計からの負担金及び受益者負担金となっております。前年度比273万6,000円、２％の減となっております。

第４項補助金1,216万円は、公共下水道マンホール長寿命化工事、戸別

合併処理浄化槽設置工事に係る社会資本整備総合交付金、循環型社会形成推進交付金になります。前年度比649万円、53.3％の減となっております。補助対象事業の減によるものでございます。

第５項他会計借入金、第６項固定資産売却代金につきましてはございませんでした。

次に支出になります。

第１款資本的支出は１億6,732万4,000円になります。前年度比1,216万3,000円、7.2％の減となっております。

第１項建設改良費5,013万7,000円は、公共汚水ます設置工事、公共下水道マンホールポンプ及びマンホールの長寿命化工事、農業集落排水処理施設マンホールの修繕工事、公共汚水ます設置工事等が主なものとなっております。前年度比1,121万6,000円、22.3％の減となっております。公共下水マンホールポンプ長寿命化工事の施工箇所の減等が主な要因となっております。

第２項企業債償還金１億1,323万円は、企業債の元金償還分となっております。前年度比490万4,000円、4.3％の減となっております。

第３項国庫補助返還金395万7,000円は、戸別合併処理浄化槽設置に係る循環型社会形成推進交付金の前年度分精査による返還金となっております。

次に、利益の処分について御説明いたします。

248ページをお開き願います。

令和７年度大郷町下水道事業剰余金計算書となっております。

この表の右から３列目、未処分利益剰余金の欄を御覧ください。

未処分利益剰余金の前年度処分後残高を欄の中ほどに記載しております。644万2,675円でございます。

令和７年度当年度変動額につきましては324万4,712円の利益となりましたので、当年度末残高は968万7,387円となりました。うち処分額についてはございませんでしたので、繰越利益剰余金を968万7,387円とするものでございます。

以上で、認定第７号の説明を終わります。

ただいま説明申し上げました認定第６号及び第７号につきまして、損益計算書等を御覧いただき、御審査の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

議長（石垣正博君）　以上で、認定第６号並びに認定第７号の説明を終わります。

これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午　後　　２時１５分　　休　憩

午　後　　２時２４分　　開　議

議長（石垣正博君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、監査委員より決算審査結果の報告を求めます。代表監査委員雫石　顕監査委員。

代表監査委員（雫石　顕君）　皆さん、お疲れさまでございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、監査委員として審査に付された令和７年度大郷町各会計決算につきまして、監査意見の公述を述べさせていただきます。

今回の審査に当たりましては、令和７年度の大郷町一般会計並びに国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、宅地分譲事業の４つの特別会計、さらには水道事業、下水道事業の公営企業会計に係る決算書、財産に関する調書、基金運用状況の関係書類などの提出を求め、７月９日から８月３日までのうち14日間、審査を行ってまいりました。

審査のポイントといたしましては、１つ目に決算書に記された数字が正確であるか、２つ目に予算の執行や歳入歳出事務、財産管理事務が議決の趣旨や関係法令に従って行われているか、そして３つ目に各事業が経済的、効率的そして効果的に展開されたかという観点から、慎重かつ厳正に審査を進めてまいりました。

お手元の審査意見書と合わせて、少しのお時間をいただき、その概要と監査委員としての意見をお話させていただきます。

まず令和７年度という１年がどういう年であったか振り返ってみますと、引き続き激しい物価高騰が続き、町民の皆さんの生活、暮らしや事業者の皆さんの経営にも大きな影響を与えた年でありました。

本町にとりましても、各種資材価格の高騰や社会保障費の増大など、財政運営を取り巻く環境は決して優しいものではありませんでした。

しかしながら、そうした厳しい状況の中にあっても、物価高騰に対する生活支援策や子育て支援策の拡充、あるいは防災機能の強化や有害鳥獣対策など、町が掲げる重点施策に対して着実な予算執行が行われたものと、まずは高く評価するものであります。

また、現場で町民の福祉サービス向上のために日々汗をかき、役場という組織を支えておられる職員の皆さんにも敬意を表したいと思います。今後とも事務執行のやり方を工夫しながら、組織全体の力をいかんなく

発揮して、事業運営に万全を期していただきたいですし、職員の皆さんがより高い意識と情熱を持って働ける環境づくりにもぜひ注力していただきたいと考えております。

それでは、決算の具体的な数字について触れてまいります。

まず、水道と下水道を除いた一般会計及び４つの特別会計の決算総額でございます。

歳入総額83億3,725万2,260円、前年度と比べて9.75％減少、歳出総額は78億2,283万4,795円、前年度比9.76％の減少となりました。この結果、歳入から歳出を差し引いた額は５億1,441万7,465円となり、全ての会計において黒字決算を達成することができました。

その他の全体的な数値を申し上げますと、収入未済額につきましては２億6,421万3,791円となり、前年度から9.09％減少いたしました。一方で、不納欠損額は2,592万9,072円となり、前年度比で956.50％の大幅な増加となっております。翌年度への繰越明許費は４億2,407万3,000円、前年度比125.38％増、不用額は３億4,467万8,205円、前年度比12.71％減となりました。また、町の借金に当たる町債の年度末残高は58億8,073万2,000円となり、前年度から5.74％減少し、一定の改善が見られております。

次に、町のメインである一般会計について、その状況を詳しく述べていきたいと思います。

歳入総額60億2,177万8,832円となり、前年度に比べて８億9,869万5,000円減少いたしました。予算に対する執行率は95.6％でございます。この減額の主な要因としては、防災コミュニティセンターの建築工事や町道・橋梁の改修工事が終了したことに伴い、土木費の発行が減ったこと、各基金の調整に伴う繰入金の減少、さらには企業版ふるさと納税寄附金や国庫支出金が減少したことなどが挙げられます。

歳出総額は55億4,308万6,556円となり、前年度に比べて８億8,261万5,000円減少いたしました。執行率は88.9％となっております。主な減少の要因は、土木費の大幅な減少や、各種基金への積立金の減額などであります。

歳入から歳出を差し引いた額は４億7,869万2,276円ですが、ここから翌年度へ繰り越すべき事業の財源である繰越明許費4,581万6,000円を差し引きますと、最終的な実質収支は４億3,287万6,000円の黒字となりました。

また、一般会計における収入未済額は減少して、２億5,210万8,607円

となりました。不納欠損につきましては、破産手続に入った法人に対する固定資産税が大半を占めたことで、不納欠損額としては2,451万4,149円を計上することとなりました。不用額については減少し、２億6,702万2,444円となっております。

なお、前年度から繰り越された事業については、全て適切に事務処理が完了いたしました。

町債の現在高につきましても5.01％改善して、57億5,929万6,000円となりました。引き続き計画的な町債の発行に努めていただきたいと思います。

ここで、少し掘り下げて財政の質的な側面、つまり財政構造と財務指標についてお話させていただきます。

まず、財源についてですが、一般財源と特定財源の構成比の変化は、主に国庫支出金の減少が反映されたものです。また、自主財源と依存財源の関係においては、繰入金や寄附金の減少とともに、国庫支出金や町債発行額が減ったことが大きく影響しております。ここで懸念されるのは、依存財源の割合が増加傾向にあるという点です。これにより町独自の判断で使える自主財源の割合が減少していることを意味し、財政の自主性や柔軟性が失われつつあることを示しています。地域の実情に合った柔軟な福祉サービスを展開していくためにも、その土台となる一般財源、そして自主財源をいかに伸ばしていくかが今後の大きな課題と言えます。

次に、歳出の性質ですが、人件費や扶助費、公債費といった義務的経費、さらには物件費、維持補修費、補助金などが今後も少しずつ増え続けることが予想されます。

続いて、財務主要指標についてです。

町の財政力を示す財政力指数は0.52で、前年度と同水準を維持しております。しかしながら、実質収支比率、経常収支比率、実質公債費比率、そして積立金現在高比率といった主要な指標は、いずれも前年度より悪化しております。これは何を意味しているかといいますと、町の財政の柔軟性が失われ、将来への蓄えが減ってきているというシグナルであります。実質公債費比率の数値は上がっておりますが、直ちに地方債の発行が制限されるようなレベルではありません。ただ、実質収支比率を表示的な数値に保ち、年度間の財源の偏りをなくすためには、剰余金を計画的に基金へ積み立てるなど、年度間の財源調整をしっかり図っていくことが望ましいと考えます。

続きまして、４つの特別会計について御報告いたします。

まず、国民健康保険特別会計におきましては、年間の平均加入者数が８人増え、1,606人となりました。歳入では保険税が僅かに増えたものの、県からの保険給付費等補助金が減ったことが響き、歳入合計は前年度比8.35％減の９億3,602万7,473円となりました。歳出では、保険給付費や国保事業費納付金の減少に伴い、歳出合計は前年度比4.99％減の９億759万8,042円となりました。収支といたしましては、実質収支で2,842万9,430円の黒字となりました。

なお、保険税の収入未済額は1,160万5,072円、不納欠損額は127万6,803円、不用額は4,792万9,958円となっております。

今後、構造的に保険税の大幅な収入を見込むことは困難です。未納分の解消対策を強力に進めることと同時に、医療費の抑制につながる特定健診や各種がん検診など、保健事業をより一層推進されることを望みます。

次に、介護保険特別会計におきましては、要介護認定を受ける被保険者数が増加傾向にあります。歳入では、保険料の増収に加え、支払基金交付金や国・県支出金も増えましたが、不足分を補うため繰入金等も必要になり、歳入総額は5.81％増の12億3,320万3,427円となりました。歳出では、施設入所サービスの利用者が増えたことが大きく影響し、保険給付費が約6,844万円増加いたしました。総務費や地域支援事業費の増加も合わさり、歳出総額は前年度比5.92％増の12億2,542万7,866円となりました。収支では、歳入歳出差引きで677万5,661円となり、ここから繰越明許費264万円を差し引いた実質収支は413万5,661円の黒字となりました。このうち413万5,000円を介護給付費準備基金へ繰入れしております。不納欠損額は13万8,220円、収入未済額は還付未済額との相殺により36万356円、不用額は2,902万7,134円でした。

介護給付費を抑えていくために、デイサービスなどの通所系介護サービスの利用促進や、要介護状態にならないための介護予防事業をはじめとする地域支援事業をしっかり進めていくことが必要であると考えております。

次に、後期高齢者医療特別会計では、被保険者数が64人増加して1,604人となりました。収入の約75％を占める保険料が増加して、9,352万5,520円となり、基金からの繰入金なども増やした結果、歳入総額は14.17％増の１億2,437万1,882円となりました。歳出のほぼ大半98.82％を占める保険給付費の原資となる広域連合納付金が増加したため、歳出

総額も14.31％増えて１億2,385万1,685円となりました。収支では、実質収支で52万197円の黒字となっております。不納欠損額はゼロ、収入未済額は13万9,756円、不用額は69万7,315円でした。

今後、患者本人の自己負担２割原則の導入や、保険料率の見直しなど制度改定が予定されております。これにより保険料収入が増える一方、給付費の減少が予想されますので、制度改正の動向をしっかり見極めた運用をお願いいたします。

次に、宅地分譲特別会計におきましては、一般会計からの繰入金を主な歳入として、一般単独事業債や地方公営企業災害復旧事業債に係る公債費2,287万646円の償還事務を行いました。会計上の不用額は1,354円、町債の元金残高は１億2,143万6,477円となっております。令和14年度まで計画的に償還を進めていくこととなります。

続いて、町の水道、下水道に関する公営企業会計について申し上げます。

上水道、水道事業におきまして、老朽化した石綿セメント管の更新をはじめとする建設改良事業や、配水設備の修繕工事を精力的に進め、配水管の長寿命化を図られました。その結果、有収率は84.19％に向上しております。今後も、漏水調査や設備の長寿命化を進め、安全安心な水の供給に努めていただきたいと思います。

経営成績（収益的収支）についてですが、水道基本料の減免に対する補助金措置などはあったものの、総収益は減少していました。一方で、水道メーターの更新や水安全計画の設計などにより総費用が増加したため、結果として3,661万8,598円の純損失を計上することとなりました。今回、悪条件が重なっていた老朽化メーターの更新や、止水栓のない場所への対応などで、維持管理の効率を上げるための工事をまとめて実施した側面もありますが、今後、維持管理に当たっては、より計画的で遅れのない運営を心がけていただきたいと思います。

資本的収支におきましては、建設改良費を企業債などで対応し、返済金を含めた財源不足額については、過年度の留保資金などで補塡いたしました。有利子負債への依存度が上がると将来の負担増につながりますので、企業債の発行は計画的に行っていただくことが必要があります。

下水道事業におきましては、公共下水道、農業集落排水、戸別合併処理浄化槽を合わせて、水洗化率が全体で73.90％に向上いたしました。収益的収支は、収益、費用ともに増加したものの、最終的に324万4,712円の純利益を確保いたしました。資本的収支でも、特別な補塡を要しない

健全な決算になっております。

ただし、下水道３事業とも、町民の皆さんからの使用料や負担金だけでは施設の維持管理費や事業費を全て賄うことができず、依然として、町の補助金や企業債に頼っているのが実情です。老朽化した施設や設備の長寿命化対策を進めると同時に、川や海の環境を守り、暮らしを快適にするためにもさらなる水洗化の促進に努めていただきたいと思います。

次に、町の財産に関する調書及び基金の運用についてです。

財産に関する調書や債権につきましては、関係書類が適正に管理されていることを確認いたしました。公立黒川病院への出資や黒川森林組合への配当金出資などが適正に行われております。ただし、奨学資金や災害援護資金の償還に一部遅れが見られましたので、改善が必要です。

各種基金の運用につきましては、それぞれの設置目的に応じて適正に活用されており、全体として積み増しが行われたことで、町の財政基盤が強化されました。庁舎建設基金などでの債券購入も適切に行われ、確実な運用益を確保しております。また、震災復興基金の廃止に伴い、残額の42万円を災害用非常食等の購入に充てたことも確認いたしました。

今後とも特定目的の基金の効率的･効果的な運用をお願いいたします。

以上、決算を踏まえまして、監査委員として総合的な意見並びに今後の財政運営、業務改善に向けた提言を申し上げます。

令和７年度の財務全体を見ますと、一般会計及び特別会計の実質収支は全て黒字、下水道事業会計も純利益を計上しており、総じて健全な財政運営が行われていると認められます。水道事業会計で純損失が出ましたが、これは資金不足によるものではなく、長期的な視点に基づく設備投資や維持管理によるものですので、事業運営上やむを得ないものと判断いたします。

また、決算書等の計数は正確であり、予算執行や財産管理の事務手続につきましても、議会の議決趣旨や関係法令に従い、おおむね適正に処理されていると認めます。

しかしながら、財政の内部構造を見ますと、人件費・扶助費・特に公債費といった義務的経費が増加する一方で、防災緑地や避難道路の整備といった投資的経費は減少しております。町税においては、固定資産税が減ったものの、町民税が増えたことで、全体としては増収になり、基金残高の増加や町債残高の減少といった明るい材料もありますが、今後の見通しは決して楽観できるものではありません。物価高騰が定着し、先行きが見えにくい経済情勢の中、町民の皆様の負託に応えていくため

には、過疎対策事業債などを上手に活用しつつ、国・県の補助金や交付税などの財源をしっかり確保することが不可欠です。それにより、施策も推進する根幹となる自主財源を安定的に生み出せる、自立した健全な財政構造をつくり上げていかなければなりません。

審査を通じて、特に今後、業務改善を強く要望する点として、以下の14項目を挙げさせていただきます。

１、支払い遅延の防止。

期限を過ぎた支出はありませんでしたが、今後も事務が遅れることのないよう徹底していただきたいと思います。

２、予算流用、予備費充用の精査。

今年度、流用や予備費の充用が多く見られました。人事異動や突発的な事項などはやむを得ませんが、最初に予算編成の段階での積算をしっかり精査し、安易な流用に頼らない執行を行ってください。

３、職員の勤務時間の偏りの解消。

勤怠帳簿の不備はありませんでしたが、依然として特定の課・係・個人に過度な残業の偏りが見られます。ワーク・ライフ・バランスを考慮した働き方改革を強く推進してください。

４、備品台帳の整理。

台帳の整理を引き続き進め、正確な物品管理を行ってください。

５、文化会館利用料の未収解消。

利用料の未収が発生しておりました。条例に沿った厳格な事務処理を徹底してください。

６、住民投票関連事務の適正化。

ＳＳＰ事業関連の議会解散請求に伴う住民投票をめぐり、有効性を争う裁判がありました。ここで生じた投票事務費や弁護士費用は、本来、選挙事務等が完璧に行われていれば支出する必要がなかった経費と思われます。今後は、事務の有効性を担保できるよう、正確かつ綿密な対応を強く求めます。

７、未登記案件の解消。

今年度は未登記処理の完了成績がありませんでした。引き続き、解消に向けて努力してください。

８、消防団、交通指導隊の確保。

団員・隊員の減少や不足が顕著です。地域の防災・防犯の要ですので、加入促進に知恵を絞っていただきたいと思います。

９、非常食等の管理台帳の徹底。

防災備蓄品の管理台帳を正確に整備・更新してください。

10、滞納対策と不良債権の対応。

町税の滞納に加え、災害援護資金や奨学資金の滞納解消対策を強化してください。また、回収不能となった不良債権の適切な処理を行ってください。

11、課税事務の二重チェック。

町税の課税事務において、チェック体制を二重にし、課税ミスを防いでください。

12、有害鳥獣対策の強化。

イノシシや鹿などの被害から町民の暮らしと農作物を守るため、対策をより強化してください。

13、縁の郷会計の未収金解消。

令和６年度から引き継がれている未収金について、早期解消に取り組んでください。

14、老人ふれあいの家・心郷の在り方についての検討。

今後、利用状況や存続、活用の方法について、しっかりと考査・検討をしていただきたいと思います。

さらに、組織全体として特に意識していただきたい項目を４点お話ししたいと思います。

第１に、不用額の抑制と精度の高い予算見積りです。不用額が大き過ぎる事業が幾つか見受けられました。予算を過大に見積もってしまうと、本当に資金の必要としている他の事業への予算が回らなくなってしまいます。過去の実績を踏まえた適切な予算要求を行うとともに、年度途中で使い切れないと分かった段階での補正予算等での適切な減額修正する柔軟さを持っていただきたいと思います。

第２に、歳入の徴収対策と未収金の削減です。徴収強化の姿勢は見られますが、依然として一定の未収金が残っています。滞納初期の段階での丁寧な催告や部署の垣根を越えた連携を進めてください。また、使用料や手数料の徴収に当たっては、条例や規則で定めた手続を厳格に守り、担当者の個人判断で放置されるようなことが絶対ないようにしてください。

第３に、事業評価（プラン・ドゥー・チェック・アクションサイクル）の質的向上とミス防止です。ただ予算を使い切るのではなく、その事業によってどのような効果が上がったのかを数値的・定性的に検証してください。効果が薄いと判断された事業については、見直しや廃止も含め

た思い切った判断が必要です。また、各種契約や手当支給手続において、ケアレスミスや手続漏れが散見されました。単に間違えましたで終わらせるのではなく、なぜそのミスが起きたのかを深く分析し、マニュアルの周知や二重チェック体制を再構築していただきたいと思います。

第４に、業務の属人化解消と時間外勤務の削減です。時間外勤務は月45時間、年間360時間という上限が定められております。が、特定の職員に残業が集中する状態や、部署ごとの恒常的な残業が放置されております。これは職員の健康被害や組織の継続性を脅かす重大な課題です。業務の優先順位を整理し、引継ぎを徹底して、この人しか分からないという属人化を防いでください。また、安全衛生委員会を定期的に開催し、産業医の意見を聞きながら、有給休暇の取得率向上や残業の削減に取り組んでください。人事評価制度を活用して、業務量を見える化し、適正な人員配置を行うなど、働き方改革を推進していただきたいと思います。

最後になりますが、決算というものは過去の数字ではございません。しかし、私たちがこうして決算審査を行う本当の目的は、単に過去をチェックすることではなく、審査で得られた反省や課題を未来の予算づくりや未来の事業へ還元することにほかなりません。執行部をはじめ各部署におかれましては、今回の審査で監査委員から出された数々の指摘や提言を受け止め、今後の予算編成並びに施策の展開にしっかり反映させていただくことを強く期待します。

町民の皆様からのお預かりした貴重な税金という限られた財源を最大限に生かし、未来ある大郷町の発展と財政健全化に向けて邁進していただくことをお願い申し上げまして、令和７年度決算審査に係る監査委員の意見公述といたします。御清聴ありがとうございました。

議長（石垣正博君）　以上で決算審査結果の報告を終わります。

これより議案ごとに総括質疑を行います。

総括質疑については、各会計の決算全体にわたるものを中心に、会議規則第50条第３項並びに第51条の規定により行ってください。なお、個別事項については、後ほど設置されます特別委員会で質問されるようお願いを申し上げます。

まず、認定第１号について総括質疑を行います。

総括質疑の発言通告がありますので、発言を許します。３番鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　通告に従い、総括質疑を行います。

本町の財政は非常に厳しい状況にあり、令和７年度予算につきまして

は、約８億8,000万円の基金繰入金による予算編成となっていました。町は財政健全化を図り、事業の必要性や効果を検証しながら、各種事業を実施していく方針を示しております。

令和７年８月の町長選挙におきまして、石川町長は、無駄な支出や効果が見えにくい事業を徹底的に見直す必要性について主張されておりました。この無駄な支出や事業の見直しに関しまして、どのような対応を進められたのか、課題や今後の見通しについてお伺いをいたします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　鎌田議員御指摘のとおり、非常に本町財政は厳しい状況にあるということでございますし、さらには今後というか、現在もですが、今後とも今の経済情勢等やら今後の人口減少が本町でも現在加速しているような状況にもありますし、そういったことを鑑みますと、非常に今後とも予断を許さない。さらに公共施設等については老朽化ということで、今後維持管理費、改修に費用もかさんでいくということで、非常に厳しい状況が予測をされております。

そういった中において、各課にそれぞれの事業を所管する部門において、事業の見直しということをしてくださいということをお願いをしてございます。

その中で、例えば補助団体、町の補助団体等ありますが、そういったところでの各種事業についても見直しをしていただければ、効果の少ない事業については廃止も含んでの見直しを図っていただければということをお願いをしてございます。

さらにそういったものでの経費、全て削減だけではありませんので、今後のまちづくりに必要な事業にやはり充てていかなければならないんだと思ってございます。その事業の見直し、交付団体補助とか、今回の一般会計補正予算等、あるいは一般質問等でも御指摘いただきましたが、縁の郷とか今後の使い方とかそういった御指摘、あるいはふれあいの家のお話もされましたが、あとは旧櫻井邸住宅の活用方法とかなかなか進んでこなかった分、維持管理経費はかかっていますが、そういった今までやってきた事業についても、新たなやり方というか、使い道を含んで、より効果的・効率的な事業を推進していくということで、各課で今検討を進めております。

いずれにしても、令和６年度の決算、令和７年度の決算、決算というか、活動状況も踏まえながら、その中で直すべきところがどこかとか、そういったものを含めながら修正をし、より将来に向けて効果的な財政

運営、そして効果的なまちづくりにつながればということで今検討している段階でございますので、令和７年度の事業について今回決算でもお示しいたしますので、そこで大体の分、令和６年度、令和７年度の最近の決算、活動内容について把握できるということでございますので、来年度に向けてできるところから少しずつ見直しを図っていければと。

ただ一番は、そこに関わる町民の方々の理解が不可欠でありますので、そういったことも丁寧に説明をしながら進めていければと思っているところでございます。

議長（石垣正博君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　ないようですので、これをもって認定第１号の総括質疑を終わります。

次に、認定第２号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　ないようですので、これをもって認定第２号の総括質疑を終わります。

次に、認定第３号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　ないようですので、これをもって認定第３号の総括質疑を終わります。

次に、認定第４号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　ないようですので、これをもって認定第４号の総括質疑を終わります。

次に、認定第５号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　ないようですので、これをもって認定第５号の総括質疑を終わります。

次に、認定第６号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　ないようですので、これをもって認定第６号の総括質疑を終わります。

次に、認定第７号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　ないようですので、これをもって認定第７号の総括質疑

を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第１号から認定第７号までについて、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　異議なしと認めます。したがって、認定第１号から認定第７号までを､議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、特別委員会が設置されましたので、委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

特別委員会開催のため、暫時休憩といたします。

休憩中に特別委員会を開催し、委員長、副委員長を互選願います。

議員控室にお集まりください。

暫時休憩といたします。

午　後　　３時１４分　　休　憩

午　後　　３時２０分　　開　議

議長（石垣正博君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に佐々木和夫議員、副委員長に金須新一議員、以上のとおり選任されました。

お諮りいたします。委員会審査のため、本日の会議終了から９月16日までの期間、本会議を休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　異議なしと認めます。

したがって、本日の会議終了から９月16日までの期間、本会議を休会とすることに決定いたしました。

来る９月18日午前10時から本会議を開き、委員長の報告を求めます。

日程第１６　報告第８号　健全化判断比率について

日程第１７　報告第９号　資金不足比率について

議長（石垣正博君）　日程第16、報告第８号　健全化判断比率について及び日程第17、報告第９号　資金不足比率についてを一括議題といたします。

提出者から報告第８号及び報告第９号についての提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（伊藤義継君）　それでは、報告第８号健全化判断比率の状況について御説明申し上げます。

議案書１ページをお開き願います。

報告第８号　健全化判断比率について

地方自治体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第３条第１項の規定により、令和７年度の健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付して報告する。

令和８年９月３日提出

大郷町長　　石　川　良　彦

本件につきましては、令和７年度各種会計歳入歳出決算に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の定めるところにより、計算した数値によりまして報告するものでございます。

以下の報告内容について御説明いたします。

実質赤字比率については、一般会計での実質赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で示したものとなります。本町では実質収支が黒字となっており赤字ではございませんので､数値としては出てまいりません。なお、財政健全化計画の策定が義務づけられます早期健全化基準となる比率につきましては15.00となっております。

連結実質赤字比率は、各種特別会計や上下水道事業会計を含む全会計を対象としました実質赤字の大きさを標準財政規模に対し割合で示したものでございます。本町では実質収支等が黒字となっており赤字ではございませんので、数値としては出てまいりません。なお、早期健全化基準となります比率は20.00となっております。

実質公債費比率は、地方公共団体の地方債元利償還金の大きさを標準財政規模に対する過去３か年の平均値の割合として示したものでございます｡令和７年度の数値は9.2となっております｡早期健全化基準は25.0ですので､基準内の数値となっております｡なお､令和６年度の数値は8.8でしたので、0.4ポイントの増となっております。

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき負債について、充当可能な基金等の金額を控除しました実質的な負担額の標準財政規模に対する割合を示したものでございます。数値としては出てございません。なお、早期健全化基準は350.0でございます。

次に、報告第９号　資金不足比率について御説明いたします。

議案書２ページをお開き願います。

報告第９号　資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定により、令和７年度の公営企業資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して報告する。

令和８年９月３日提出

大郷町長　　石　川　良　彦

以下の報告内容について御説明いたします。

資金不足比率については、水道事業などの公営企業の資金不足を料金収入等の規模と比較した上で数値を使って見える化し、経営状況の悪化の度合いを示すものとなっております。

対象となる会計は、公営企業法に基づく水道事業会計、下水道事業会計並びに宅地分譲事業特別会計となります。いずれの会計についても資金不足に至っていませんので、数値としては出ておりません。

以上、報告第８号及び第９号の内容については、監査委員の審査を受け、審査意見書の提出を受けているものでございます。

以上で報告を終わります。

議長（石垣正博君）　以上で報告第８号及び報告第９号の報告を終わります。

ここで、監査委員より、財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果の報告を求めます。代表監査委員雫石　顕監査委員。

代表監査委員（雫石　顕君）　令和７年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果及び意見を述べさせていただきますが、意見書の１ページの中で、実質公債費比率8.8とありますが、これは前年度の数値でありまして、次ページにある9.2が正しいので、訂正のほうをまずはお願いしたいと思います。申し訳ございません。

それでは、意見書の最終ページを御覧いただきたいと思います。

健全化判断比率における一般会計の実質赤字比率及び一般会計に４特別会計と２公営企業会計を加えた連結実質赤字比率は、いずれもマイナスで黒字決算を示しております。

実質公債費比率は、前年度対比0.4％増の9.2％となりました。早期健全化基準を下回る結果ではありますが、引き続き適正な償還を見据えた町債発行を行うことで、適正水準の維持に努めていただきたいと思います。

将来負担比率についても、充当可能財源等が将来負担額を上回っていることから算定されません。

次に、資金不足比率についてですが、公営企業会計等に資金不足比率を設定しているところです。下水道事業会計は黒字決算、水道事業会計は赤字決算となりましたが、流動負債額に建設改良費等以外の法定地方債の現在高を加算した額より流動資産額が多いことにより資金不足額は発生せず、資金不足比率は算定されません。また、法非適用の宅地分譲事業会計においても資金不足比率は算定されません。

本町の各指標はおおむね良好と言えます。今後、人口減少や社会インフラの老朽化に伴い、より厳しい財政環境が予想されます。経済的かつ効率的な行財政運営を図り、一層の財政健全化に努めていただきたいと思います。

以上、健全化比率などの審査意見といたします。

議長（石垣正博君）　以上で審査結果の報告を終わります。

健全化判断比率及び資金不足比率については、報告のみとなります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。大変御苦労さまでございました。

午　後　　３時３３分　　散　会

上記の会議の経過は、事務局長　千葉恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長

署名議員

署名議員